国保連合会ガイド

KOKUHORENGOUKAI GUIDE BOOK 2026

2026 NAGASAKI

長崎県国民健康保険団体連合会

目　　次

国保連合会の概況

1　名称・所在地 ―― 2
2　設立・人格 ―― 2
3　主な事業 ―― 3
4　会員の状況 ―― 3
5　役員の状況 ―― 3

運営のしくみ

1　総会 ―― 5
2　理事会 ―― 5
3　監査 ―― 5
4　事務局 ―― 5

審査委員会

1　診療報酬審査委員会 ―― 7
2　柔道整復施術療養費審査委員会 ―― 8
3　介護給付費等審査委員会 ―― 8

国保連合会の事業

1　予算の概要 ―― 9
2　保険者事務の共同処理 ―― 13
3　診療報酬の審査及び支払・その他の支払業務 ―― 16
4　特定健康診査・特定保健指導に関する事業 ―― 17
5　保健事業 ―― 18
6　国民健康保険等に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業 ―― 23
7　介護保険業務 ―― 25
8　障害者総合支援業務 ―― 28
9　電算業務 ―― 29

資料編

○　会員名簿 ―― 33
○　国保連合会のあゆみ ―― 34
○　歴代三役一覧表 ―― 39
○　国保連合会事務所 ―― 43
○　国保連合会案内図 ―― 44

キャラクターの紹介

「周知」と「親しみやすさ」に重点を置き、オリジナルキャラクター「国保宣隊 コクホニャー」を新たに作成し、ＣＭに起用しています。
「○○センタイ」というキャッチーな名称に周知の意を込めつつ、長崎県民にとって身近な存在である「ねこ」の要素を取り入れ、キャラクター３体により「支えあいの国保（ホ）」を表現しています。
キャラクターは県、市町の広報誌やチラシ、ポスターをはじめとした国保の各種広報に使用いただけます。

※広報共同事業の構成団体以外が使用を希望する場合は本会までご相談ください

国保連合会の概況

１　名称・所在地

名　称 ： 長崎県国民健康保険団体連合会
所在地 ： 〒８５０-００２５
長崎県長崎市今博多町８番地２
(長崎県国保会館)

２　設立・人格

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法第８３条に基づき、会員である保険者が共同して国民健康保険に関する事業の目的を達成するために、会員により設立された保険者の連合体であり、同法第８４条に基づいて、都道府県知事による設立の認可を受けて成立する公法人です。

現在、都道府県を単位として全都道府県に設立されており、保険者事務の共同処理を中心に国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険等に関する業務を行っています。

昭和１４年４月１日
「長崎県国民健康保険組合連合会」として発足
昭和２３年１２月１日
「長崎県国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という)」と改称
現在に至る

国保会館

３ 主な事業

① 保険者事務の共同処理
② 診療報酬等の審査支払
③ 保健事業活動の支援
④ 国民健康保険に関する調査及び研究
⑤ 国民健康保険等に関する広報及び研修等
⑥ 第三者行為求償事務
⑦ 介護給付費等の審査支払
⑧ 介護保険者事務の共同処理
⑨ 介護サービス苦情処理
⑩ 障害者総合支援給付審査支払等業務
⑪ 特定健康診査・特定保健指導に関する業務
⑫ 出産育児一時金等の支払業務
⑬ 予防接種広域化事業の支払業務
⑭ 保険者支援事業(レセプト点検事務共同事業)
⑮ その他本会の目的を達成するために必要な事業

４ 会員の状況

会員とは、長崎県における国民健康保険を行う県及び市町並びに国民健康保険組合をいうもので、その代表者は、県の代表及び各市町並びに組合の長となっています。

〇会員数(会員名簿資料編参照)

県	市	町	国保組合	合　計
1	13	8	4	26

５ 役員の状況

役員は、会員である保険者を代表する者のうちから総会において選任することとなっており、現在、理事８人、監事２人で構成されています。

（1）役員定数

区　分	定　数	内訳		
		市町長	国保組合理事長	学識経験者
理　事	8人	6人	1人	1人
監　事	2人	2人	―	―

（2）役員名簿

【任期：令和7年8月1日～令和9年7月31日】

職　名	公職名	氏　名
理事長	長与町長	吉田　愼一
副理事長	島原市長	古川　隆三郎
常務理事	学識経験者	柿本　敏晶
理　事	松浦市長	友田　吉泰
理　事	五島市長	出口　太
理　事	西海市長	瀬川　光之
理　事	小値賀町長	西村　久之
理　事	長崎県歯科医師国保組合理事長	渋谷　昌史

監　事	南島原市長	松本　政博
監　事	東彼杵町長	岡田　伊一郎

【組織図】

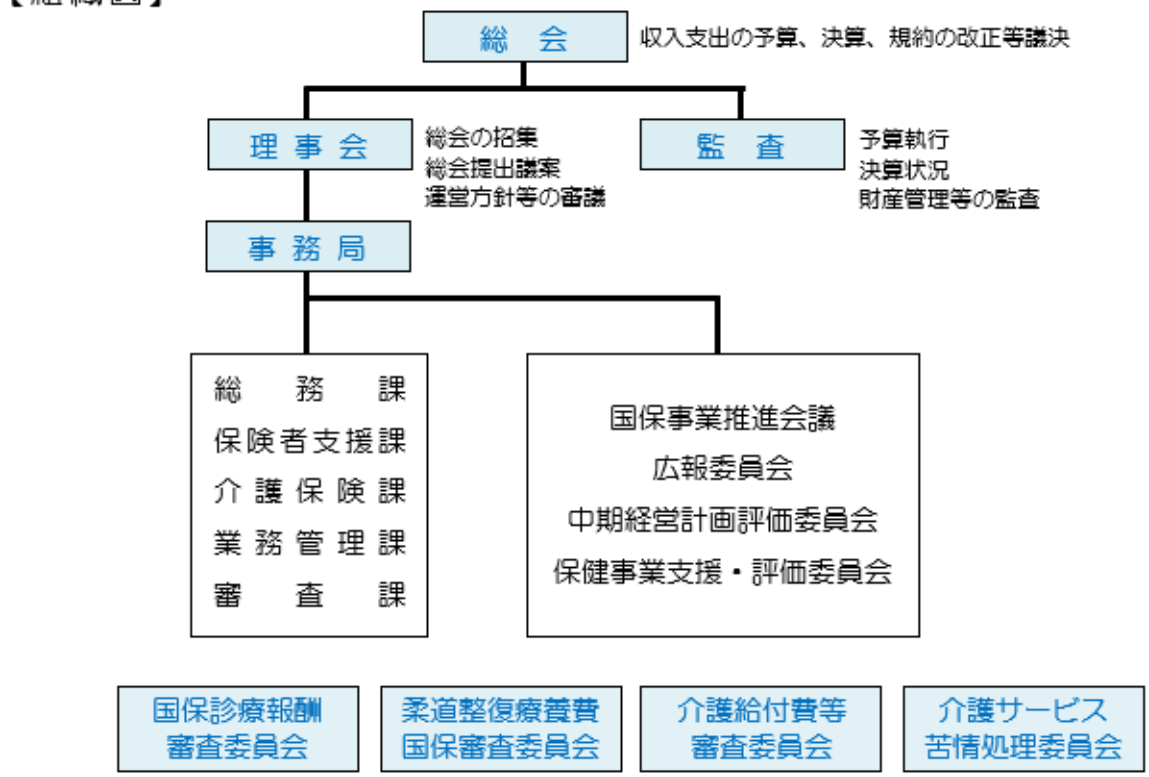

運営のしくみ

国保連合会は、保険者の共同目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立されていることから、これらに必要な事業の適正な計画及び執行にあたって、それぞれの機関に諮りながら事業の円滑な推進に努めています。

１　総　会

総会は、国保連合会の議決機関で会員である保険者で組織されています。

総会の議決事項は、国民健康保険法で定められており、収入支出の予算・決算、規約の変更等です。

なお、通常総会は毎年２月から３月の間及び７月において、臨時総会は必要に応じて理事会の議決により招集することになっています。

※介護保険事業関係業務、障害者総合支援給付事業関係業務及び後期高齢者医療関係業務に関しては、会員たる県及び国民健康保険組合は議決権を有しません。

２　理事会

理事会は、国保連合会の執行機関で理事８人により構成されています。

理事会の議決事項は、総会の招集及び総会に提出する議案、会務運営の具体的な方針の決定等です。

３　監　査

監査は、監事２人で国保連合会の業務の執行及び財産の状況を監査しています。

４　事務局

事務局は、事務局長以下職員６９人、嘱託職員等２２人の５課１５班で組織し、事務を執行します。

（令和８年４月１日現在）

【事務局組織図】

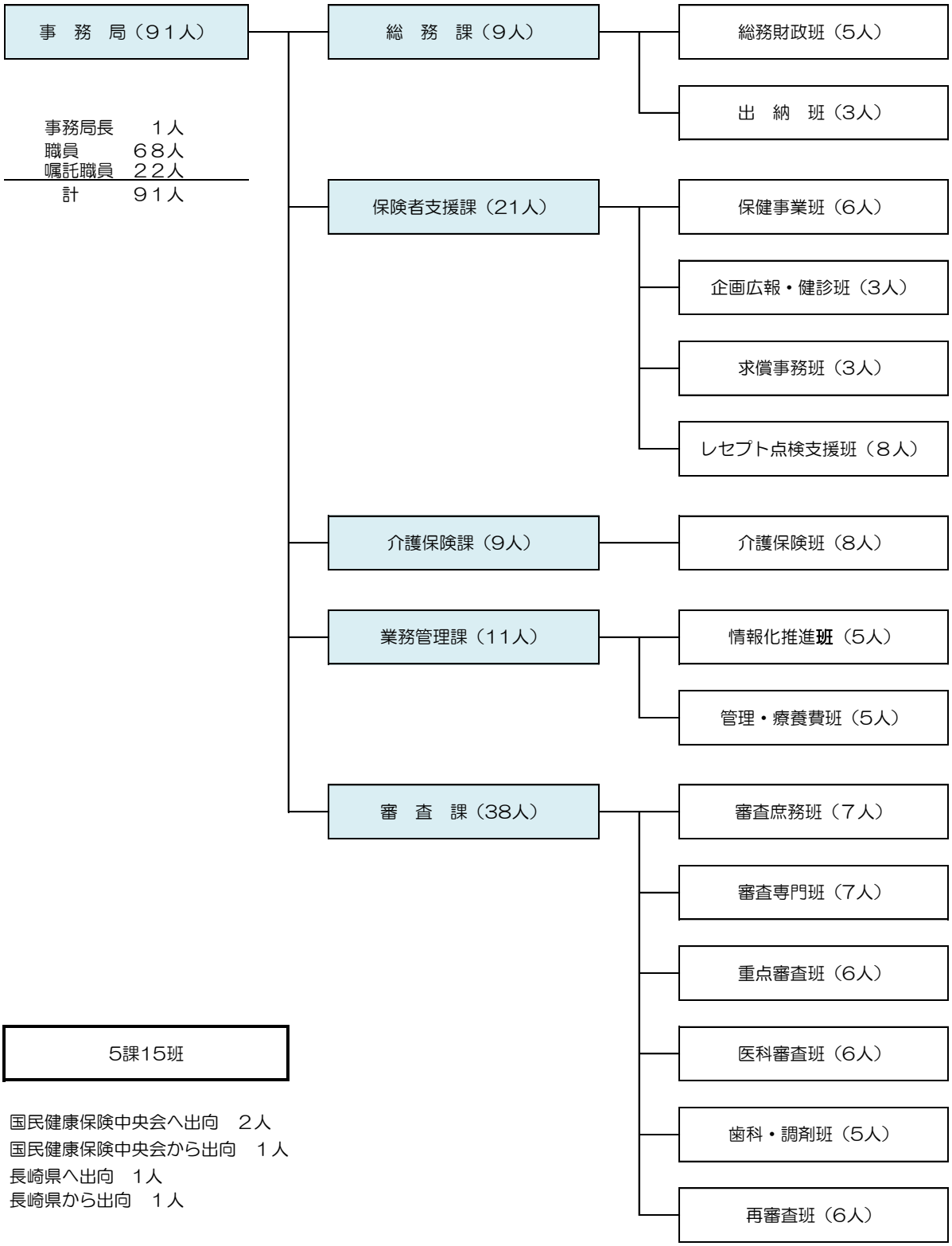

事務局長　　１人
職員　　６８人
嘱託職員　２２人
計　　９１人

5課15班

国民健康保険中央会へ出向　２人
国民健康保険中央会から出向　１人
長崎県へ出向　１人
長崎県から出向　１人

審査委員会

1　診療報酬審査委員会（国民健康保険及び後期高齢者医療）

診療報酬審査委員会は、国民健康保険法第４５条第５項及び高齢者の医療の確保に関する法律第７０条第４項の規定に基づき、国保保険者及び長崎県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、国民健康保険法第８７条に基づき診療報酬等請求書の審査を行うため設置されています。
診療報酬審査委員会の委員は、適正かつ公平に審査が行われるよう、保険医及び保険薬剤師を代表する委員、保険者を代表する委員並びに中立的立場の公益を代表する委員の三者構成で組織されています。委員の人選についてはそれぞれの関係機関及び団体からの推薦に基づき県知事が委嘱します。委員の任期は２年です。

【審査委員会組織図】　（令和8年4月1日現在）

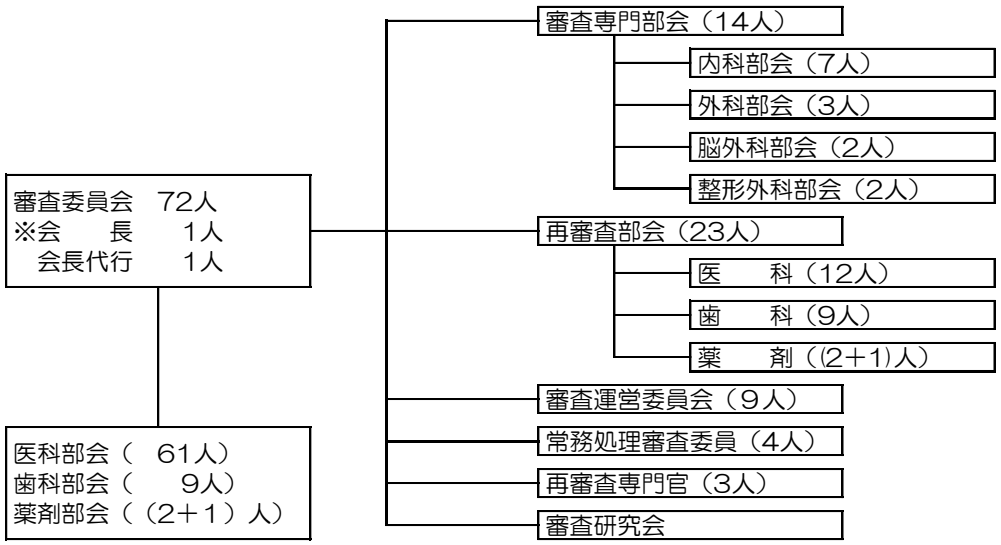

構　成	保険医・保険薬剤師代表	保険者代表	公益代表	計
医科部会	20 人	20 人	21 人	61 人
歯科部会	3 人	3 人	3 人	9 人
薬剤部会	1 人	1 人	(1 人)※	2 人
合　　計	24 人	24 人	24 人	72 人

※薬剤部会公益代表委員(会長)は医科部会会長代行が兼任

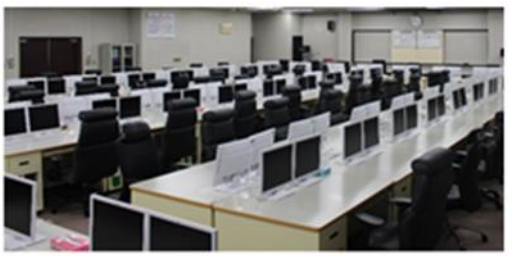

審査委員会会場

２　柔道整復施術療養費審査委員会

柔道整復施術療養費審査委員会は、柔道整復施術療養費支給申請書の審査を行うために設置されています。

柔道整復施術療養費審査委員会の委員は、審査が適正かつ公平に行われるよう、柔道整復師を代表する委員及び保険者を代表する委員並びに学識経験者を代表する委員の三者構成で組織されています。委員は国保連合会理事長が委嘱します。委員の任期は２年です。

平成３１年４月からは面接確認委員会を設置し、審査において必要と認める際に柔道整復師等から報告を受けるための体制づくりを行なっています。

構　成	柔整師代表	保険者代表	学識経験者代表	計
委員数	２人	２人	２人	６人

３　介護給付費等審査委員会

介護給付費等審査委員会は、介護保険法第１７９条の規定に基づき、保険者から委託を受けて介護給付費請求書及び介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の審査を行うため、設置されています。

介護給付費等審査委員会の委員は、審査が適正かつ効率的に行われるよう、介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員、市町を代表する委員及び公益を代表する委員の三者構成で組織されています(法第１８０条第１項)。委員は連合会が委嘱し(法第１８０条第２項)、その任期は２年です。

なお、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(病院、診療所)における特定診療費、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(老人保健施設)並びに介護保健施設サービスにおける特別療養費、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護(介護医療院)並びに介護医療院サービスにおける特別診療費の請求を医師で構成する介護医療部会の委員３人によって審査しています。

構　成	サービス担当者代表	市町代表	公益代表	計
委員数	２人	２人	２人	６人

【介護給付費等審査委員会組織図】　（令和８年４月１日現在）

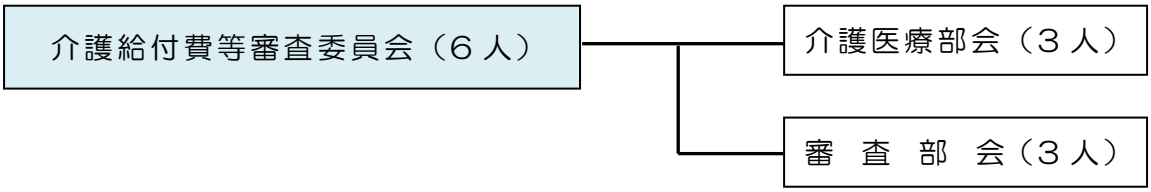

国保連合会の事業

保険者の共同目的達成のための諸事業については、国保連合会の概況の中で大別していますが、予算の概要並びにそれぞれの事業内容は次のとおりです。

1　予算の概要

1）会計別予算の概要（令和７年度・令和８年度当初予算比較等）

（単位：千円・%）

区　　分	令和８年度	令和７年度	前年度比較	前年比
一般会計	762,896	748,070	14,826	1.98
国民健康保険事業関係業務特別会計業務勘定	760,334	847,342	△ 87,008	△ 10.27
後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定	811,108	848,310	△ 37,202	△ 4.39
介護保険事業関係業務特別会計業務勘定	407,531	394,954	12,577	3.18
障害者総合支援法等関係業務特別会計業務勘定	85,562	81,774	3,788	4.63
予防接種法関係業務等業務勘定	6,574	—	—	—
長崎県国保会館事業特別会計	48,255	54,774	△ 6,519	△ 11.90
特定健診・特定保健指導等事業特別会計	1,338,602	1,359,074	△ 20,472	△ 1.51
特別会計国民健康保険等支払勘定	118,061,472	114,032,596	4,028,876	3.53
特別会計後期高齢者医療等支払勘定	256,366,529	236,812,478	19,554,051	8.26
特別会計介護給付費等支払勘定	143,808,105	145,417,122	△1,609,017	△1.11
特別会計障害介護給付費等支払勘定	63,775,317	59,373,153	4,402,164	7.41
特別会計予防接種委託料支払勘定	498,143	—	—	—
合　　計	586,730,428	559,969,647	26,760,781	4.78

2）負担金及び手数料等（令和８年度）

○負担金

1　一般負担金

平　　等　　割	１保険者につき(年額)　　３０,０００円
被 保 険 者 数 割	前年度５月末日現在の国民健康保険被保険者１人につき ・市町　　２２６円　　・国保組合　　１１３円

注）平等割については、県も負担する。

2　広報共同事業負担金

均　　等　　割	前年度５月末日現在の国民健康保険 被保険者１人につき　　２８円

注）県も負担する。

○手数料（消費税、地方消費税を含む）

1　国民健康保険等

（1）審査支払手数料

国民健康保険	1件当たり　54円78銭	
柔整療養費	1件当たり　54円78銭	
療養費	1件当たり　32円89銭	審査のみ
公費負担医療	1件当たり　94円	国の基準額

（2）電算処理業務関係手数料及び負担金

電算処理システム運用手数料(内訳は①～⑤)	1件当たり　24円35銭	
① 国保分共同電算処理手数料	1件当たり　7円70銭	
② レセプト電算処理システム特別分担金	1件当たり　68銭	
③ 国保総合システム負担金	1件当たり　6円93銭	
④ レセプトオンライン請求システム負担金	1件当たり　2円44銭	
⑤ 画像レセプト管理手数料	1件当たり　6円60銭	
医療費通知作成代	1件当たり　24円20銭	
国保情報集約システム手数料	被保険者1人につき 15円59銭	
後発医薬品使用促進通知作成代	1枚当たり　88円	
高額療養費支給申請勧奨通知作成代	1件当たり　64円90銭	
結核・精神抽出データ提供業務手数料（電子レセプト分）	1件当たり　5円61銭	
結核・精神抽出データ提供業務手数料（紙レセプト分）	1件当たり　106円81銭	

（3）資格確認書及び台紙作成業務関係手数料

一斉作成手数料（印字・台紙・封入封緘の費用含）	1件当たり　242円	
随時発行用台紙（公印あり）	1件当たり　99円	
随時発行用台紙（公印なし）	1件当たり　88円	
一斉作成用封筒（アラビア糊）	1件当たり　110円	
随時作成用封筒（アドヘア糊）	1件当たり　33円	
小冊子封入手数料	1件当たり　1円65銭	
チラシ封入手数料	1件当たり　1円10銭	

2　後期高齢者医療

（1）審査支払手数料

後期高齢者医療	1件当たり　66円	
柔整療養費	1件当たり　66円	

（2）電算処理業務関係手数料及び負担金

後期高齢者医療分共同電算処理手数料	１件当たり　７円７０銭	
後期高齢者医療審査支払システム負担金	１件当たり　２円５２銭	
レセプトオンライン請求システム負担金	１件当たり　２円	
画像レセプト管理手数料	１件当たり　６円６０銭	

３　介護保険

（1）審査支払手数料

介護保険	１件当たり　７４円８０銭	
公費負担医療等	１件当たり　７４円８０銭	
介護予防・日常生活支援総合事業費	１件当たり　７４円８０銭	
原爆医療・石綿介護給付費分	１件当たり　９５円	国の基準額

注）上記手数料には電算処理業務関係手数料が含まれている。

（2）共同処理手数料

主治医意見書作成料	１件当たり　３７円４０銭	

（3）適正化支援手数料

医療情報との突合点検	１件当たり　１円７６銭	令和６年度より

４　障害者総合支援事業関係業務

（1）支払手数料

障害介護給付費	１件につき　１６６円７６銭	
障害児給付費	１件につき　１６６円７６銭	

注）上記手数料には電算処理業務関係手数料が含まれている。

（2）共同処理手数料

地域生活支援事業	１件につき　１５２円７９銭	

５　第三者行為求償事務手数料

委託手数料	損害賠償金決定額の １００分の６．８２	

６　予防接種費支払事務委託料

予防接種予診票	１件当たり　５４円７８銭	

７　福祉医療費助成事業に係る審査支払手数料

福祉医療	１件当たり　５４円７８銭	

８　特定健診・保健指導費用等手数料

委託手数料	対象者１人当たり　１４６円３０銭	
受診券・利用券発行手数料	対象者１人当たり　１９円８０銭	
情報提供書	１件当たり　１７６円	

９ 特別徴収経由機関事務手数料

介護保険の６５歳以上被保険者数	１人当たり　６円０５銭	

１０　レセプト点検事務共同事業手数料

レ　セ　プ　ト	１件当たり　１３円２０銭	

１１　長崎県広域イーサネットワーク分担金

国保	月　額　１５，８２２円	
後期	月　額　１５，８２２円	
介護	月　額　１５，８２２円	
障害	月　額　１５，８２２円	
後期高齢者医療広域連合	月　額　３１，７９３円	

１２　出産育児一時金等支払事務費

出産育児一時金等	１件当たり　２１０円	

3）国保総合システム等電算機器等負担金（令和７年度設置分）

（1）端末

DVD あり・オフィスあり（１台当たり）	月　額　１１，５０６円	消費税込み
DVD なし・オフィスあり（１台当たり）	月　額　１１，２９７円	〃
DVD なし・オフィスなし（１台当たり）	月　額　８，３３８円	〃

（2）プリンター

１　台　当　た　り	月　額　７，６８９円	消費税込み

（3）L2スイッチ

１　台　当　た　り	月　額　５９４円	消費税込み

注)1 クライアント費、ソフトウェア費、ソフトインストール費、機器搬入費、保守料を含む。
注)2 利用期間は令和８年１月から４８ヶ月（令和８年度：令和８年４月～令和９年３月）とする。

4）国保診療施設協議会会費

1 全国

（1）正会員

施設割（病　院）	１施設当たり	１６０,０００円
施設割（診療所）	１施設当たり	６５,０００円
病床割（病　院）	１病床当たり	１,１００円

注）病床割については、500 床を超える施設にあっては当分の間 500 床を限度とする（会費規則の附則第１項）

（2）賛助会員

Ａ会員/直診併用施設	１施設当たり	１０,０００円
Ｂ会員/会員であった者又は趣旨賛同の施設	１施設当たり	１０,０００円

2 長崎県

病　院	１施設当たり	４０,０００円
診　療　所	１施設当たり	２５,０００円

3 長崎県国保地域医療学会特別負担金

施設割（病　院）	１施設当たり	５０,０００円
施設割（診療所）	１施設当たり	３５,０００円
病床割（病　院）	１病床当たり	３００円

２　保険者事務の共同処理

制度の改正や新たな制度の創設に伴い、保険者が行う業務は複雑・多岐化し、事務量も増加傾向にある中で、共通する事務を一元的に処理することにより、保険者全体の経費節減を図りつつ、効率的かつ効果的な事業運営を支援しています。

保険者事務共同電算処理事業、レセプト点検事務共同事業、広報共同事業、第三者行為(交通事故等)損害賠償求償事務共同処理事業等があります。

１)保険者事務共同電算処理事業

保険者の事務を一元的に共同処理することで、事務処理の効率化を図るとともに、医療費適正化や保健事業のデータを蓄積し、国保事業の円滑な推進を図っています。

〇共同処理事業の主な範囲

（１）一般業務

① 国民健康保険被保険者資格情報の管理
② 診療報酬明細書等の資格確認事務及び給付内容に関する点検事務
③ 被保険者の給付記録の作成
④ 高額療養費支給額算定業務
⑤ 高額介護合算療養費支給額算定業務

（２）特別業務

① 医療費通知書作成業務
② 後発医薬品差額通知書作成業務
③ 結核・精神抽出データ作成業務
④ 高額療養費支給申請勧奨通知作成業務
⑤ 国民健康保険資格確認書等作成業務
⑥ 疾病分類統計表及びその他各種統計資料の作成
⑦ その他特別に保険者が必要とする資料等作成

２)レセプト点検事務共同事業

保険者における国民健康保険等の医療給付の適正化の支援と事務処理負担の軽減及び効率化を目的として、２３保険者から委託を受け、保険者レセプト管理システムで管理する画像レセプト及びレセプトデータを活用したレセプト(二次)点検事務共同事業を実施しています。

主たる点検業務…「縦覧」「横覧」「突合」「医療と介護の給付調整に係る点検」等

3）広報共同事業

国民健康保険の被保険者に対し、国民健康保険の啓発と振興を図るため、平成１１年度から広報共同事業を実施しています。

保険者のニーズを把握し、広報事業の推進に寄与するために、広報委員会(県・市町の代表者で構成)を設置し、事業内容の協議を行っています。

主な啓発内容は、国保税(料)収納促進、国保の資格届出促進、第三者行為にかかる届出促進、特定健診受診促進、ジェネリック医薬品普及・啓発などです。

（１）紙媒体による広報
- 新聞広告

（２）テレビ・ラジオによる広報
- １５秒テレビCM放送、２０秒ラジオCM放送

（３）ＷＥＢによる広報
- １５秒CM動画広告
- バナー広告

４)第三者行為(交通事故等)損害賠償求償事務共同処理事業

保険者等から委託を受けて、国民健康保険給付・後期高齢者医療保険給付及び介護保険給付による第三者行為のうち交通事故及び船舶事故に係る損害賠償請求及び収納事務を行っておりましたが、令和４年４月１日より全ての第三者行為に係る傷害事故を対象とし、受託を開始しました。

〇委託団体数(令和８年４月１日現在)

・２７団体(１３市、８町、４国保組合、後期高齢者医療広域連合、島原地域広域市町村圏組合)

（１）レセプトにより第三者行為が疑われる案件の把握及び情報提供

（２）求償事務に関する調査及び相談

第三者行為の求償に伴う法律的問題の解決を円滑に行うため、顧問弁護士を設置し、保険者からの相談並びに求償請求額の催促等を行います。

（３）損害保険会社や加害者等に対する損害賠償の請求並びに収納

（４）その他、求償事務に必要な事項

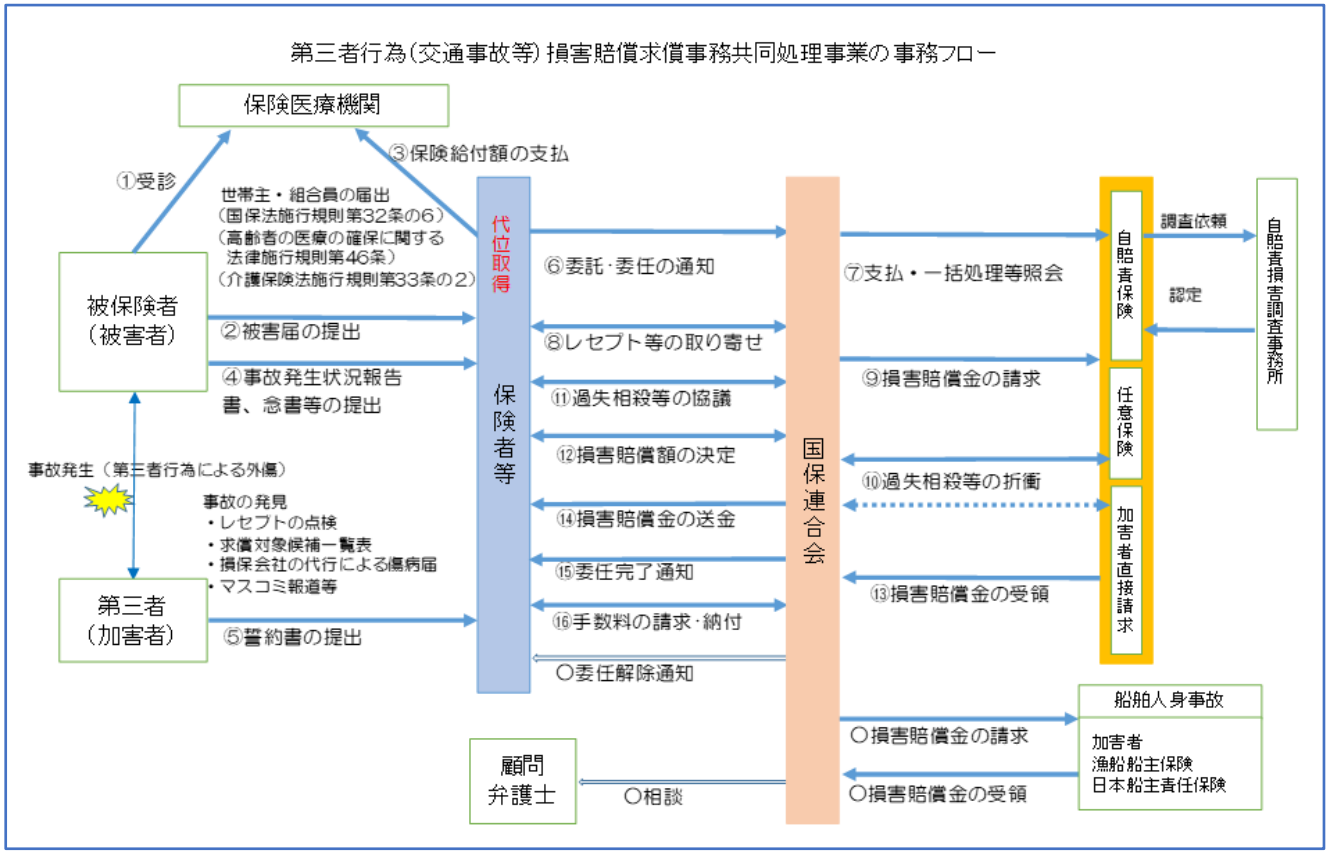

３　診療報酬の審査及び支払・その他の支払業務

１）診療報酬審査支払業務

診療報酬の審査支払事務は、国民健康保険法第４５条第５項及び高齢者の医療の確保に関する法律第７０条第４項に基づき、保険者からの診療報酬等請求書の審査及び支払に関する事務を受託し、保険医療機関等から診療報酬の請求を受けると、事務的な内容点検を行ったうえ、国保連合会に設置されている診療報酬審査委員会において、療養担当規則及び診療報酬点数表等に照らして審査を行い適正かつ迅速な支払を行っています。

〇委託保険者数(令和８年４月１日現在)

- 会　員…２５保険者(市１３、町８、国保組合４)
  ※県は会員ではあるが、提出がない為含めていない
- 会員外…１保険者(後期高齢者医療広域連合)

【審査支払事務処理の内容】

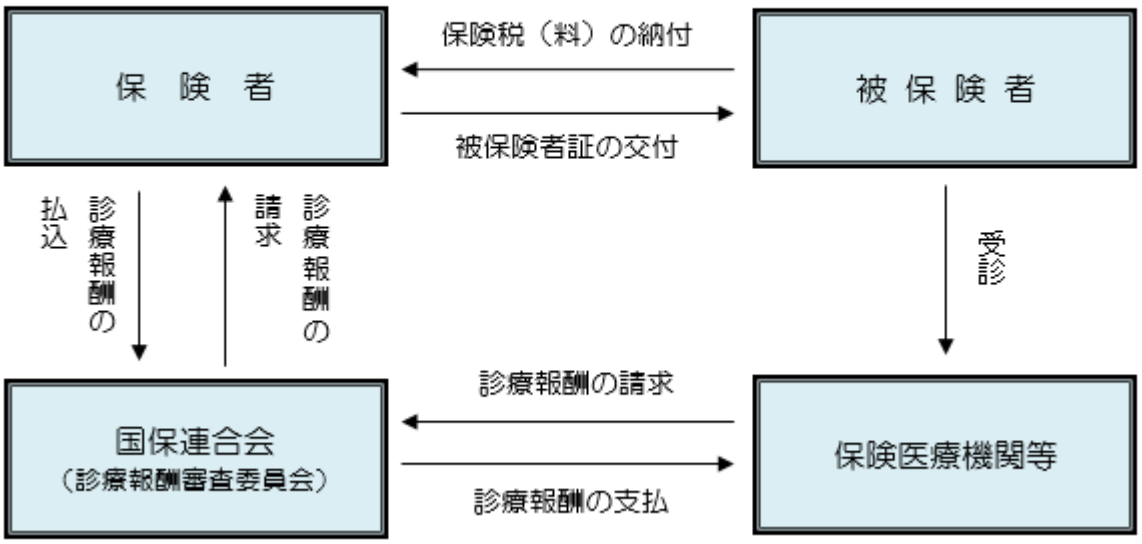

２）その他の支払事務

（１）出産育児一時金等支払業務

被保険者等が窓口で出産費用を支払う経済的負担を軽減することを目的として、出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度が平成２１年１０月より創設されました。

これに伴い、国保連合会では保険者から委託を受け、平成２１年１１月より医療機関等から請求される出産育児一時金等について、請求額の確定作業、保険者への請求及び医療機関等への支払事務を行っています。

（２）広域予防接種費支払業務

各市町が実施する予防接種事業を円滑に行うため、被予防接種者が居住市町以外の県内保険医療機関等でも予防接種を受けることができる体制を整備し、接種機会の拡大とかかりつけ医による予防接種を推進するため、平成１８年１０月から市町の委託を受け、予防接種費支払事務を行っています。

４　特定健康診査・特定保健指導に関する事業

医療保険者に義務付けられた特定健康診査及び特定保健指導並びに後期高齢者医療被保険者に対する特定健康診査に準ずる健康診査(以下「特定健診等」という)について、国保保険者及び長崎県後期高齢者医療広域連合が行う特定健診等に係るデータ管理、費用決済、法定報告データ作成等を代行するとともに、特定健診等情報の提供及び活用等の支援を行います。

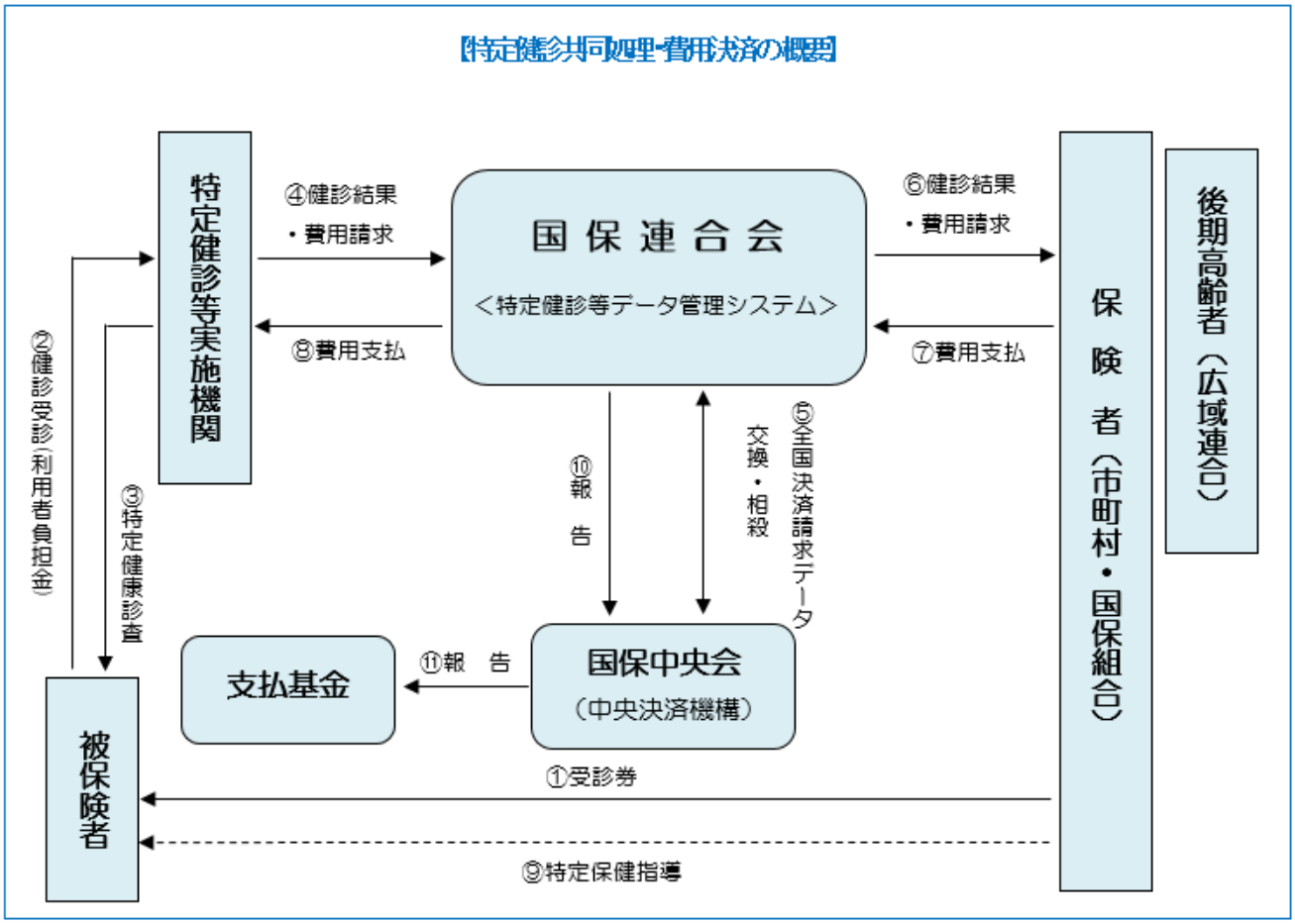

１)特定健康診査・特定保健指導等に関する共同処理

国保保険者、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、特定健診等データ管理システムを利用した特定健診等における費用の決済、結果データの管理を行います。

（１）特定健診等のデータ管理業務
（２）特定健診等の費用決済処理
（３）特定健診等の受診券・利用券等作成
（４）法定報告データの作成

２)特定健診等情報の提供及び活用等の支援

国保保険者が取り組む保健事業の支援として、特定健診等結果データの集計のほか、保健事業支援システムを用いた活用資料を提供します。

３）特定健診未受診者にかかる情報提供事業

特定健診未受診者対策の支援として、治療中未受診者の診療情報を医療機関から収集し、その診療情報を特定健診の結果データとみなして特定健診等データ管理システムに登録し、管理することを目的とします。平成２７年１２月から一部の保険者（４市町）を対象に事業を開始し、平成２８年４月からは県内全国保保険者（国保組合含む）を対象に事業を展開しています。

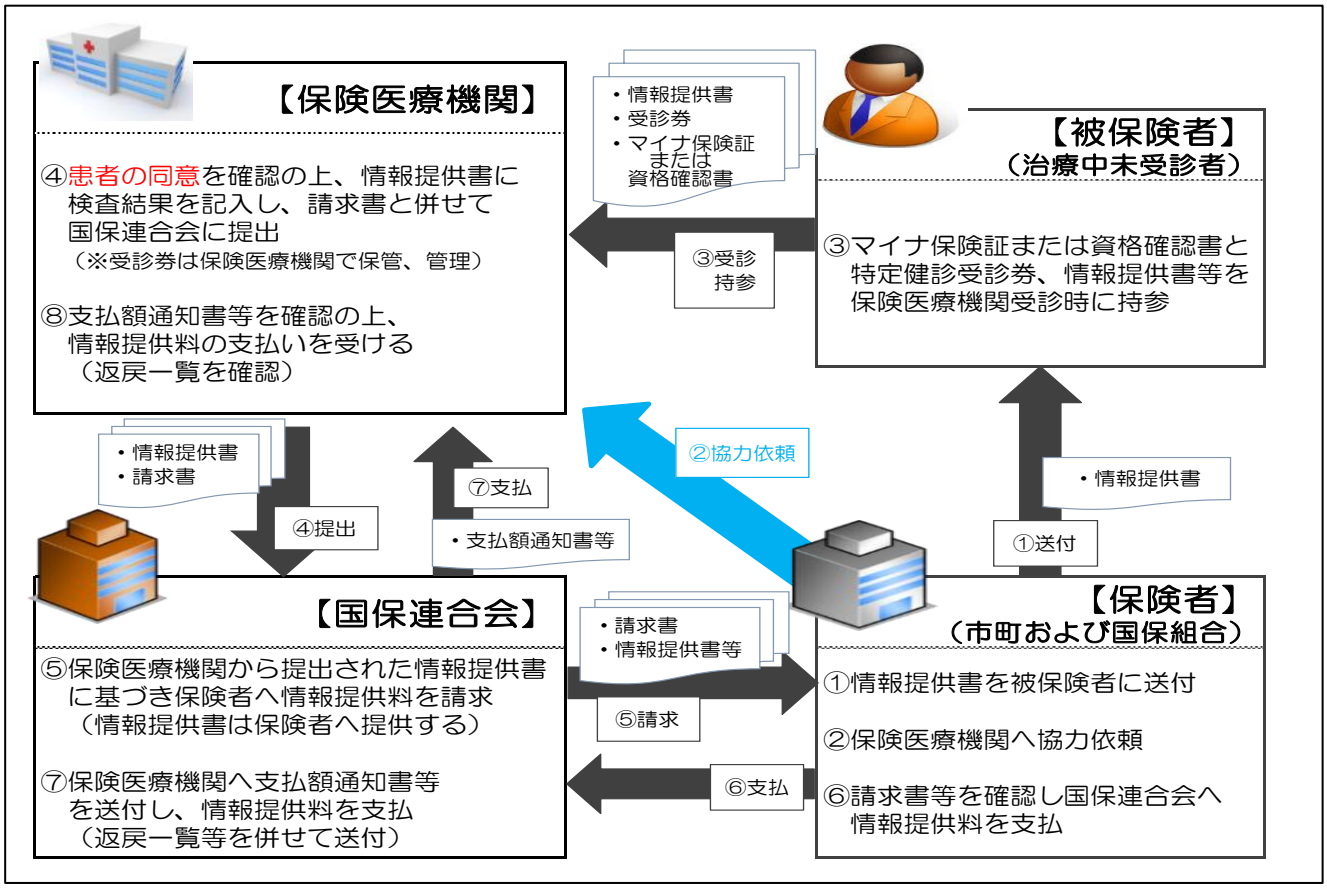

「特定健診の情報提供事業」について
詳細は右記ＱＲコードよりご確認いただけます

＜長崎県国民健康保険団体連合会ホームページ＞

５　保健事業

１）保険者が行う保健事業への支援

国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険法第１０４条に基づき、国保保険者が行う保健事業の実施及び特定健診・特定保健指導の推進等の支援を行っています。

（１）国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

県、市町及び国民健康保険組合が実施する国民健康保険の保健事業並びに後期高齢者医療広域連合(委託等により市町が実施する場合にあっては市町)が実施する高齢者の低栄養防止・重症化予防等事業等の保健事業をＰＤＣＡサイクルに沿って効果的・効率的に展開することができるよう支援します。また有識者による「保健事業支援・評価委員会」を設置しており、保険者が実施する保健事業の目標や指標の設定も含めたＰＤＣＡサイクルに関する助言を行います。

○支援内容

（１）国保データベース(ＫＤＢ)システム等を活用した県、市町、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合(以下「保険者」という)への情報提供

（２）保健事業の手順に沿った評価基準を活用した実施計画策定及び評価への助言

（３）個別保健事業の計画策定及び実施への助言

（４）保険者の職員に対する研修の実施

（５）その他

［ヘルスサポート事業イメージ］

国保データベース（KDB）システム等を活用した保健事業実施計画策定への助言・保健事業の評価等の支援事業

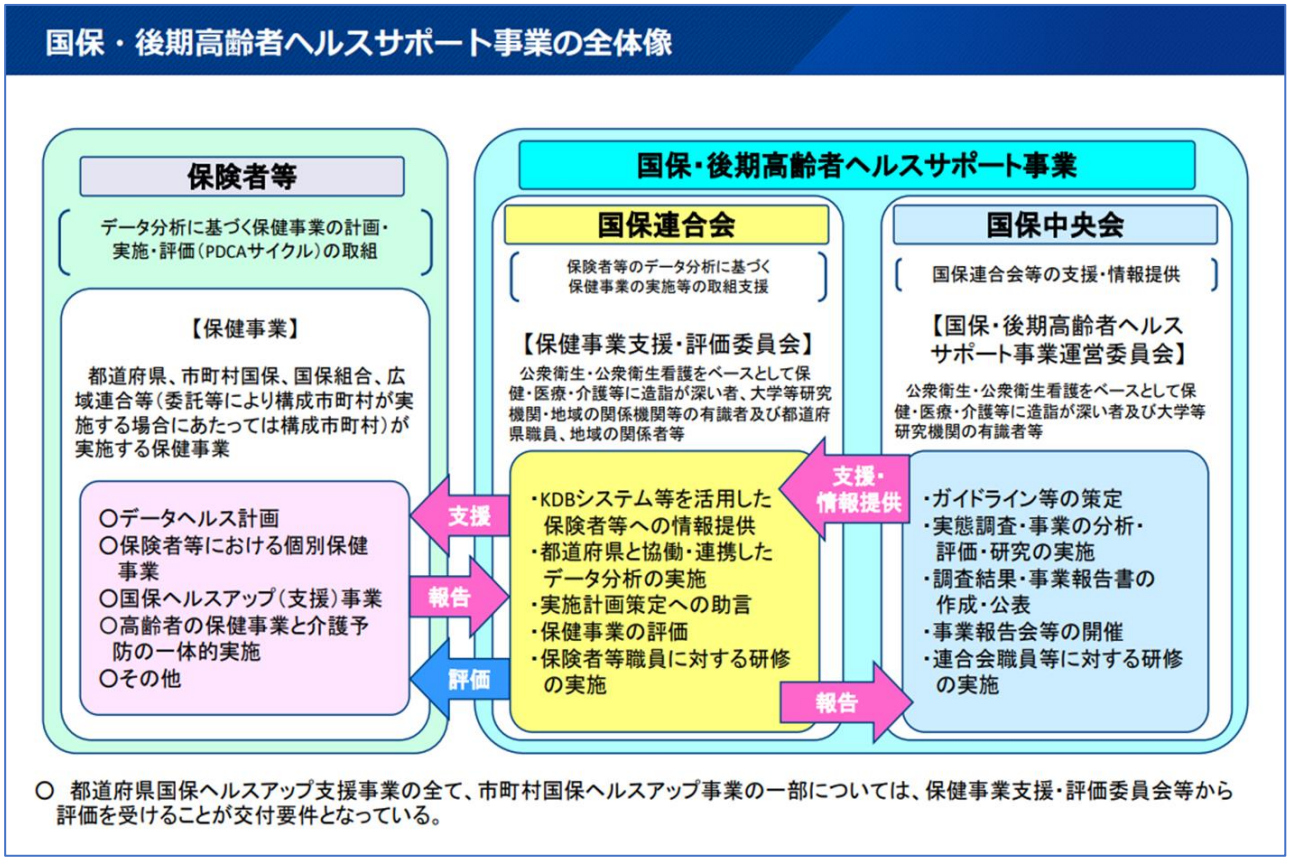

出典：令和８年３月全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者広域連合事務局長会議資料

（２）国保データベース（KDB）システム

国保データベース（ＫＤＢ）システムは、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種制度の審査支払業務及び保険者事務共同電算業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療）」「介護保険」等に係る情報を利用し、統計情報等を保険者向けに情報提供するシステムです。

国保連合会はシステム操作方法等の研修を行い、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施を支援します。

○国保データベース（KDB）システムの概要

○ 国保データベース（KDB）システムは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報（健診・医療・介護）等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成し、提供する。

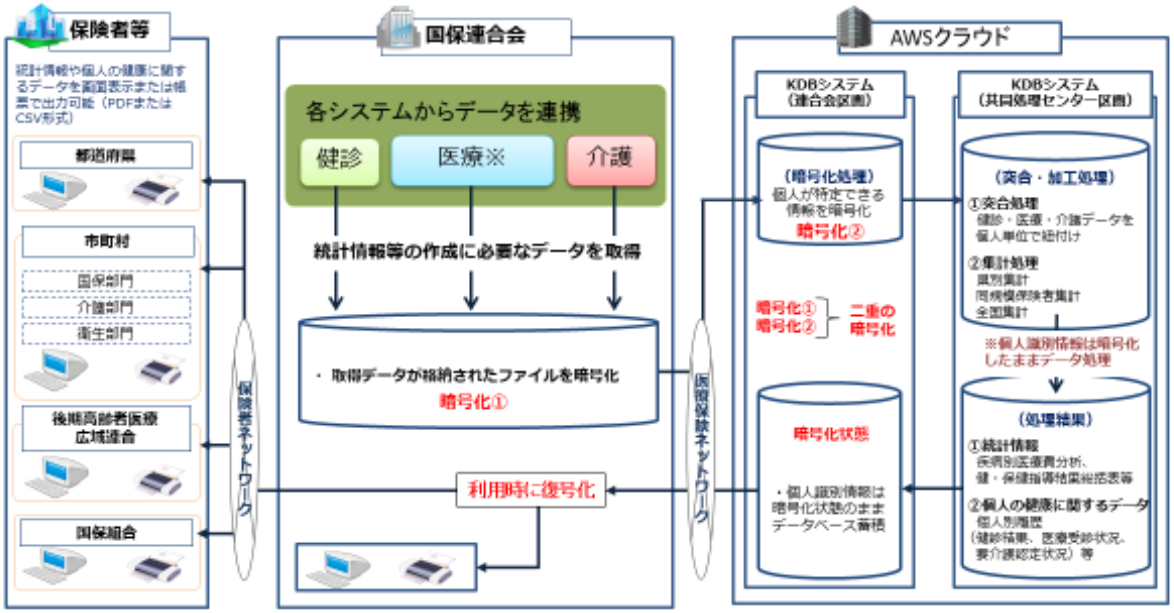

※医療（国保）データはOCIクラウドにて保管

（３）保健事業支援システム

令和５年４月に国保データベース（ＫＤＢ）システムの補完機能、医療費適正化支援機能（重複投薬、多剤投薬）、糖尿病管理台帳機能を有したシステムを導入しました。

システムは、ＫＤＢデータ等を用いて保健事業の推進のための分析・評価の他、データヘルス計画の策定における現状分析や資料作成、保険者努力支援制度の評価指標に対する対象者の抽出など、保険者の保健事業を支援します。

（4）健康づくり支援

健康器具貸出事業として、市町が行う健康まつり等に対して健康器具の貸し出しを行い、国保被保険者の健康づくりを推進します。

○健康器具等の貸出一覧

健康のぼり旗	のぼり旗1(旗色:黄) のぼり旗2(旗色:ピンク) のぼり旗3(旗色:青) のぼり旗4(旗色:緑) 総数68枚	標語A　受けて安心　健康診断(文字:黒) 標語B　国保が守る　健康家族(文字:白) 標語C　自分でつくる　健康人生(文字:白) 標語D「大丈夫」 自信はいらない　健康診断(文字:黒)
健康ハッピ	総数191枚	
健康器具等	体成分分析器 (数量1)	生体電気インピーダンス法(人体の構成成分による電気抵抗から体内成分を分析する方法)を利用して、全身・部位別体脂肪量、筋肉量、体型評価、腹部肥満などの情報を提供する。
	肺年齢計(電子スパイロメータ) (数量1)	呼吸による気流をフローセンサで測定し、肺活量、努力肺活量を算出して肺年齢等を評価する。
	脳年齢計 (数量1)	タッチパネル上の数字を順に押していくことで、記憶力と処理能力の低下傾向を測定し、2回の反応時間の差異などから情報処理能力、脳の元気度、有効活用度を分析し脳年齢を総合判定。計測時間は約5分。
	体脂肪測定器(足) (数量2)	からだの電気抵抗(インピーダンス)を測り体脂肪率を算出する測定器。計測には体型モードの選択によって、子ども(17歳以下)、成人、アスリート(スポーツマン)が選べ、脂肪量、除脂肪量、体水分量などのデータを知ることができる。
	体組成計 (数量1)	からだの電気抵抗値(生体インピーダンス)を測り、部位別(右足、左足、右腕、左腕、体幹部)の脂肪量や推定筋肉量等の体組成を推定する。
	血管推定年齢自動測定器 (数量2)	指先から加速度脈波を測定し、その平均波形から各種の波形特徴量を抽出して血管老化偏差値(動脈硬化予防の目安)を求める。 測定方法として、18秒間と1分間(波形が安定しにくい方)を選択でき、人差し指を測定器に置いて測定する。
	足指力計測器 (数量2)	前方の動作部を親指と第2指で挟んで、下肢筋力(膝から下及び足裏の筋力)の機能を評価。
	カロリー・運動指導ソフト付き体脂肪計 (数量1)	身長、体重等の基本データを入力後、センサーを利き腕の二頭筋(ちからコブ)に押し当て、体脂肪を計測。理想体重・理想体脂肪にするための食事カロリーや運動量などをアドバイス。
	骨ウェーブ (数量1)	手首(橈骨)に超音波を伝播させ、骨を透過した波形を測定し、骨ウェーブ独自の骨波形指標を算出。測定者は右手首の表と裏にゼリーを塗って測定。

※貸出器具等の詳しい内容は、長崎県国民健康保険団体連合会ホームページでご確認ください。

（ホームページアドレス：　https://www.nagasaki-kokuho.or.jp）

（５）糖尿病性腎症重症化予防事業

本県における新規透析導入患者に占める原疾患は、糖尿病性腎症が最も多い状況です。良好な血糖のコントロールの維持、合併症の発症・進展の予防等を通して、腎不全や人工透析への移行を予防し、住民や被保険者の健康寿命の延伸と医療費の増加抑制を目指すことを目的に、保険者が医療機関等と連携して本事業を実施しています。（長崎県糖尿病性腎症重症化予防プログラムより）

本会は長崎県から委託を受け、保険者の取り組みを推進することを目的に「糖尿病性腎症重症化予防セミナー」及び「糖尿病性腎症重症化予防に係るかかりつけ医等研修会」を開催しています。また、国保データベース(ＫＤＢ) システム等を活用したデータ提供を含め保険者の事業推進を支援します。

（６）高齢者の保健事業に関する支援

令和２年度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」の取組が全国的に開始されました。

本会では、後期高齢者医療広域連合及び県と連携して、市町で実施する事業の課題解決や好事例の横展開を目的に高齢者の保健事業セミナーなどを開催しています。また、国保データベース(KDB)システムを活用した対象者抽出・事業評価方法等（一体的実施・KDB 活用支援ツール、一体的実施・実践支援ツール）について周知、支援を行っています。

保健事業支援・評価委員会においても、広域連合および希望する構成市町を対象に事業計画や評価について助言を行っています。

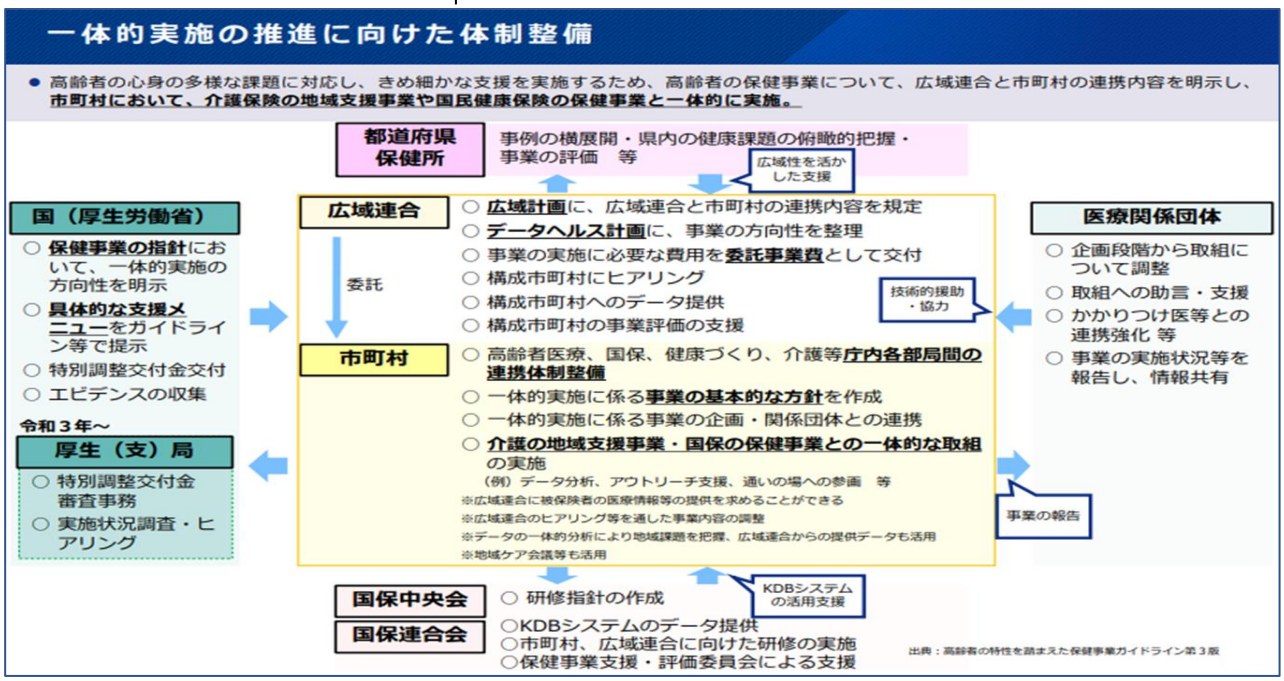

出典：令和８年３月全国高齢者医療・国民健康保険主管課（部）長及び後期高齢者広域連合事務局長会議資料

（7）長崎県在宅保健事業「みつば会」の活動

写真　栄養士、歯科衛生士による健康教育

写真　高齢者の通いの場における保健師の健康教育

市町の健康づくり事業に貢献することを目的に保健師、助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士の５職種の会員を派遣し、市町の事業に合わせた住民に対しての健康教育等を行います。

〇みつば会による支援内容

以下のようなテーマで２職種が連携し、講話いたします。

- 健診受診の必要性、「健康診断を受けましょう！」
  （紙芝居「なして健診受けんばと？」）
- 認知症対策について
- フレイル予防のポイント
- いつまでもおいしく楽しく食べる工夫
  （紙芝居「高齢者のお口の健康と工夫」
- 骨折予防について　等

（8）国民健康保険診療施設に関する活動

長崎県国民健康保険診療施設協議会事務局として、総会及び長崎県国保地域医療学会を開催しています。

学会開催は、国保診療施設をはじめ保健・医療・福祉関係者が相互研鑽を図り、緊密な連携のもと地域における保健活動の積極的推進に寄与することを目的としています。

２）保健事業に関する研修会等の開催

（１）データヘルスの推進にかかる研修会
（長崎県国保・健康増進課と共催）
（２）保健事業初任者等向け説明会
（３）糖尿病性腎症重症化予防セミナー
（長崎県の委託事業）
（４）糖尿病性腎症重症化予防に係るかかりつけ医等研修会（長崎県の委託事業）
（５）高齢者の保健事業セミナー
（長崎県後期高齢者医療広域連合、長崎県国保・健康増進課、長寿社会課と連携して開催）
（６）長崎県在宅保健事業みつば会総会・研修会

６　国民健康保険等に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業

国民健康保険等に対して、事業の円滑な運営を図ることを目的に広報及び研修等を行っています。

１）育成指導に関すること

（１）国保運営協議会会長連絡協議会
市町が行う国民健康保険の健全な運営を図ることを目的とした研修

（２）保険料(税)収納率向上対策研修会
県国保・健康増進課との共催による、国保財政の安定的運営確保及び賦課・徴収事務に必要な実務の習得を目的とした研修

２）広報・啓発に関すること

（１）長崎県国保連合会ホームページの運用
（２）「国保連合会ガイド」の作成
（３）「疾病分類統計資料」の作成
（４）「目で見る長崎県の国保」の作成
（５）「医療費速報」の作成
（６）国保新聞の配布
（７）書籍の斡旋

３）事業振興に関すること

（１）国保制度改善強化全国大会への参加
（２）国保事業推進会議
（３）国保事業発展のため功績のあった者に対する顕彰

４）長崎県保険者協議会

国保、協会けんぽ、共済組合、後期高齢者医療広域連合の各医療保険者と連携・協力し、地域・職域の枠を超えた保健事業の共同実施等を行っています。

なお、長崎県では、平成１７年度に保険者協議会を設置し、平成３１年度以降は県と国保連合会が共同して事務局を運営しています。

令和５年５月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、全ての都道府県に保険者協議会が必置化されました。

（１）長崎県保険者協議会の開催
（２）長崎県保険者協議会専門部会の開催
(企画分析部会・保健事業部会)
（３）特定健診受診促進事業の支援
特定健診受診促進啓発素材（ポスター・リーフレット・チラシ等)の作成、配布
（４）各種データ分析事業
（５）特定健診・特定保健指導等に関わる研修会
特定健診・特定保健指導に関わる実務者を対象に事業の企画、運営及び評価、技術の向上を目的とした「標準的な健診・保健指導プログラムに関する研

修会(年１回)」や、効果的な保健指導の在り方等の習得を目的とした「実務者研修会(年１回)」を開催しています。

７ 介護保険事業

平成１２年４月から実施された介護保険制度において、国保連合会は、介護保険法第１７６条に基づき、介護給付費等の審査支払、介護サービス苦情処理、介護保険事務共同処理等の業務を行っています。

１)介護給付費等の審査支払

保険者から審査支払業務の委託を受け、介護給付費等に係る審査及び支払を行っています。

サービス事業者等からの介護給付費等の請求は、原則として伝送または磁気媒体となっており、これを受け付け、介護給付費審査委員会による審査後、保険者への請求及びサービス事業者等への支払を行います。介護保険では、介護認定度ごとに支給限度額が定められており、支給限度基準内の請求であるか等のチェックをシステムにより行います。

(上限審査)

○委託保険者数(令和８年４月１日現在)

- 市　　町…１８保険者(市１０、町８)
- 一部事務組合…　１保険者
  (島原地域広域市町村圏組合(構成：市３))

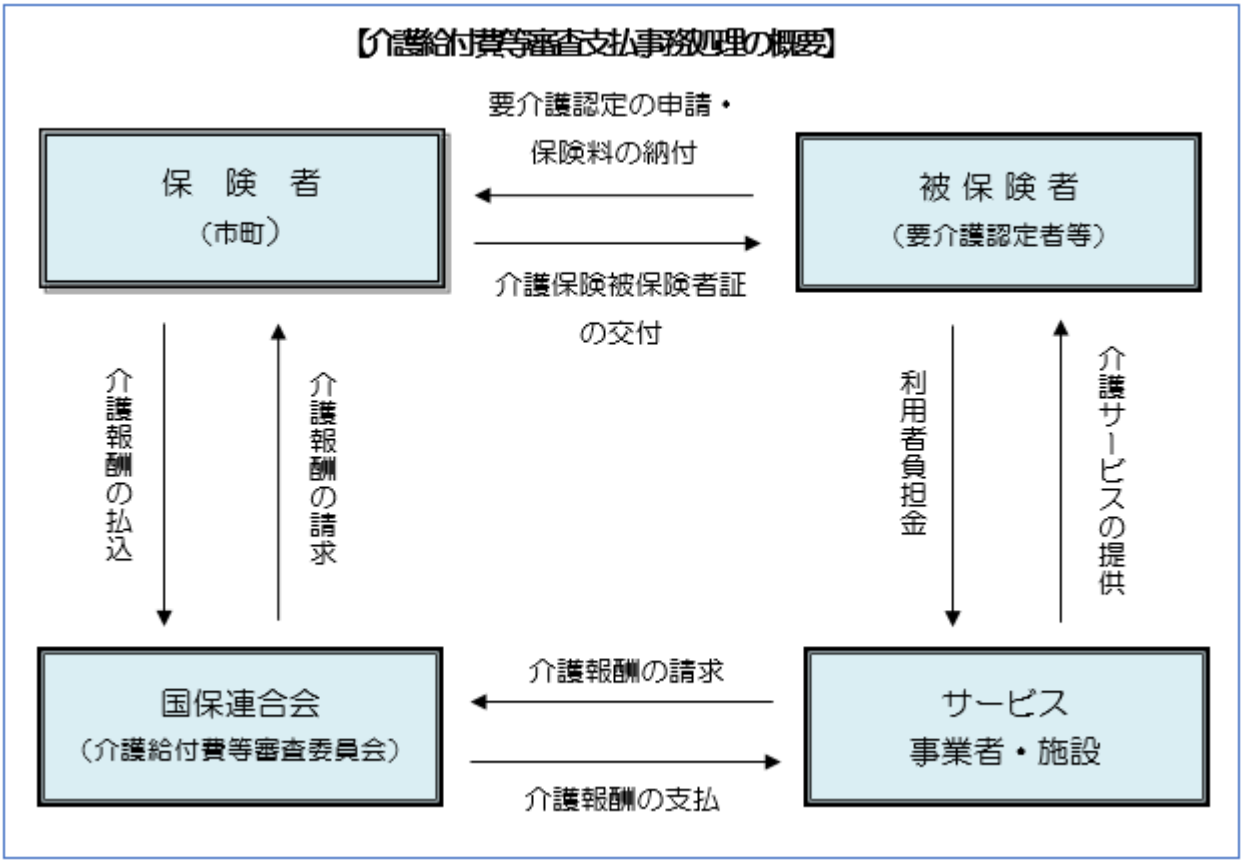

2）介護サービス苦情処理業務

苦情処理業務は、市町が第一次的な窓口として位置づけられているが、ア．国保連合会が広域的に対応可能であること、イ．介護サービスにおいて第三者機関であること、ウ．審査支払業務を通じて、受給者及び事業者に関する情報を共有していること等の理由により、国保連合会は介護保険上の苦情処理機関として位置づけられています。

（１）国保連合会が受け付ける案件

① 介護保険法上の指定サービスであること
② 市町域を超える案件である場合
③ 苦情を市町等で取り扱うことが困難な場合
④ 申立人が国保連合会での処理を希望する場合

（２）介護サービス苦情処理委員会

介護サービスの質の向上に寄与することを目的として、国保連合会に弁護士及び学識経験者等委員（３人）で構成された介護サービス苦情処理委員会を設置し、苦情処理を円滑かつ公正に行います。

[国保連合会が取り扱う苦情処理の概要]

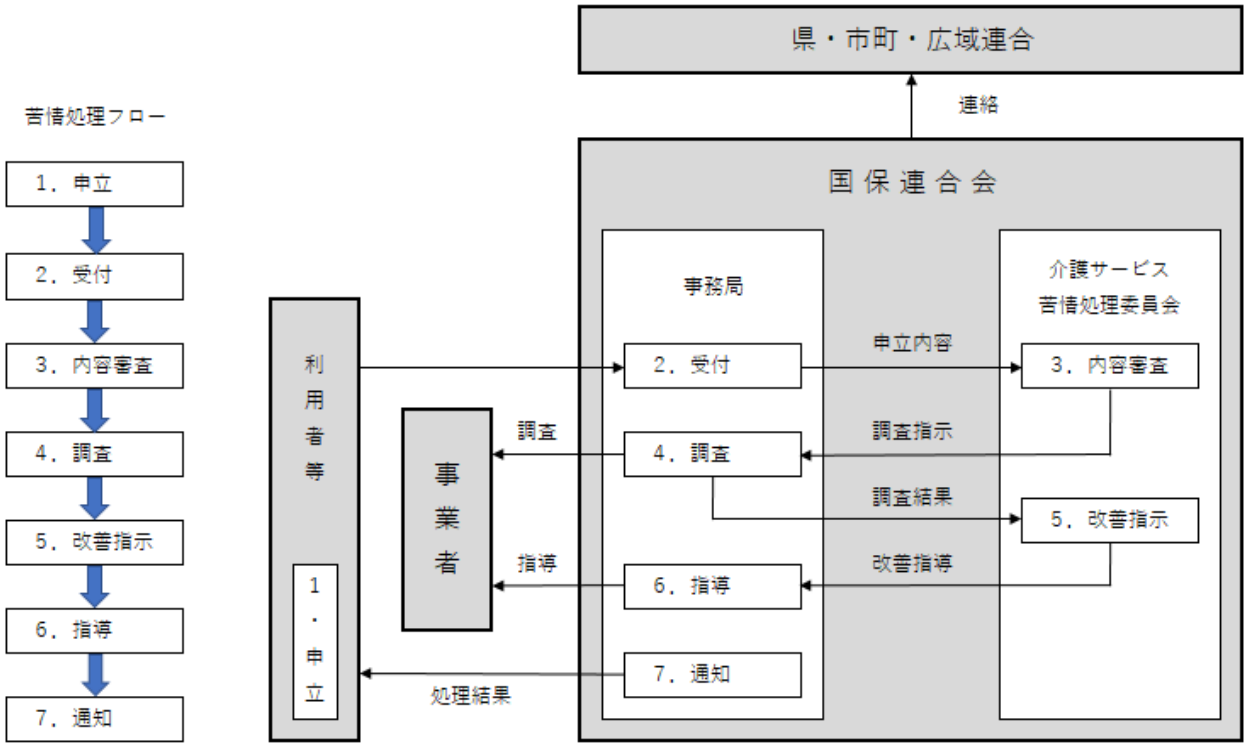

３）介護保険事務共同処理業務

保険者の事務を一元的に共同処理することで、事務処理の効率化を図るとともに、受給者台帳及び共同処理受給者台帳、給付実績情報等を活用し、介護保険事務の円滑な運営を図っております。

（１）償還払給付額管理処理
（２）高額介護サービス費支給算定処理
（３）高額医療高額介護合算算定処理
（４）主治医意見書料支払処理
（５）統計資料作成処理
（６）原案作成委託料支払処理

４）介護給付適正化事業

国、県、保険者では、不適切な給付を削減することで利用者に対する適切な介護サービスを確保し、持続可能な介護保険制度の構築に資することを目的に介護給付適正化事業を実施しています。本会では、保険者支援として、以下の事業を実施しています。

（１）給付実績を活用した情報提供
（２）医療情報との突合
（３）縦覧点検
（４）ケアプラン点検（令和８年度からの新規事業）

５）年金特別徴収経由機関業務等

介護保険で行われていた保険料の年金からの特別徴収が、平成１８年６月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成２０年４月から国民健康保険、後期高齢者医療の保険料についても行うことができることとなりました。

この特別徴収に係る業務を、国保連合会及び国保中央会を経由機関として、市町と年金保険者間で対象者等の情報交換を行っています。

また、平成２７年１０月の年金生活者支援給付金に関する法律の施行により、老齢・障害・遺族年金生活者支援給付金の支給対象候補者情報等及び介護保険における特定入所者に対し所得として勘案することになった非課税年金情報の経由機関業務を国保連合会及び国保中央会を介して、年金機構本部と市町との間で行っています。

８　障害者総合支援業務

障害者自立支援法（平成２５年４月より障害者総合支援法）及び児童福祉法の規定により、市町の委託を受け、平成１９年１０月から障害介護給付費等の支払事務を行っています。また、平成３０年４月の改正により、審査事務も受託しています。

審査事務は、審査の整合性チェックが平成３０年４月より段階的に強化されており、令和７年１０月においてもさらなる審査機能の強化が図られています。

１）障害介護給付費等の審査支払

各市町から審査支払業務の委託を受け、障害介護給付費等の審査支払事務を行っています。

サービス事業者等からの請求は、原則としてインターネット請求となっており、まず国保連合会でその請求情報を受け付け、一次審査を行います。その後、一次審査結果を市町へ送信し、市町はその審査結果をもとに二次審査を行います。この二次審査の結果をもとに、請求情報を確定させ、市町に対して給付費を請求し、事業者等への支払を行います。

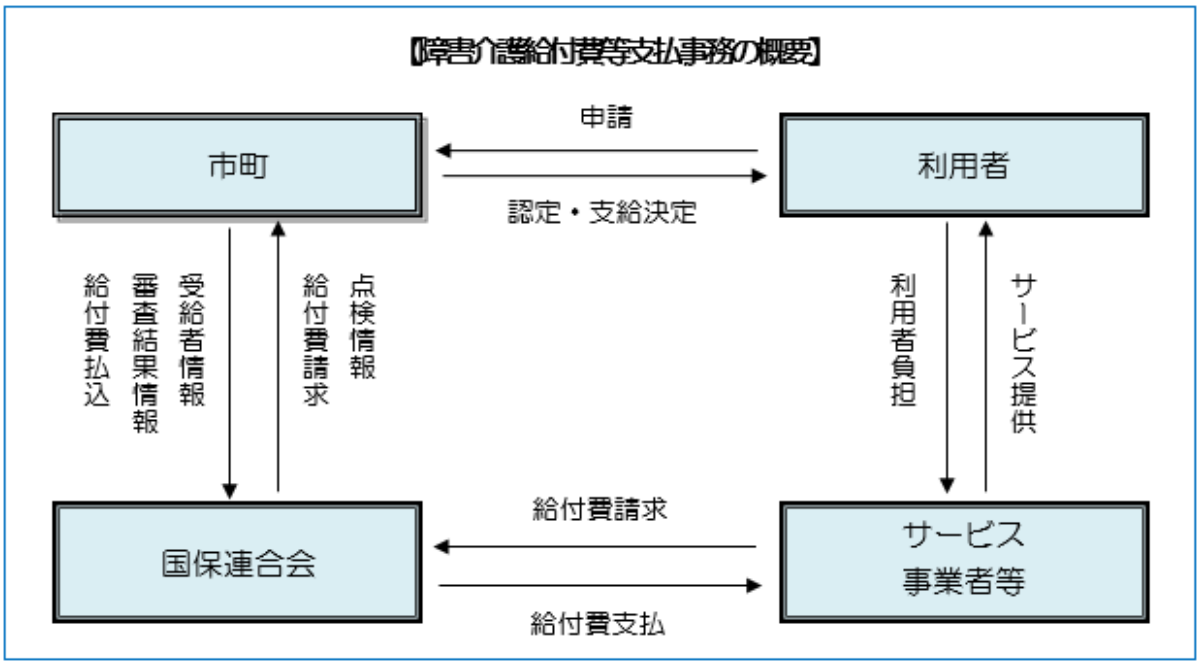

２）障害者総合支援事務共同処理業務

市町に共通する事務の効率化を図るため、市町ニーズを踏まえた次の業務を的確に実施しています。

（１）地域生活支援事業審査支払処理
（２）高額障害福祉サービス費計算処理（障害者総合支援法第４３の５第１項）
（３）高額障害福祉サービス費計算処理（障害者総合支援法第４３の５第６項）
（４）高額障害児給付費計算処理
（５）訪問調査委託料支払処理
（６）統計資料作成処理

９ 電算業務

昭和６２年６月より㈱長崎総合情報センターにシステム運用等の一部業務を委託し、汎用機システムにて保険者事務共同電算処理事業を開始しました。

平成１３年８月には、国保中央会が開発した新・保険者事務共同電算処理システムへ移行。その後、保険医療機関等から審査支払機関への費用請求が原則電子レセプトとなった平成２３年度には、国保連合会業務の標準化のため、全国標準システムとなる国保総合システムが国保中央会より提供され、本県では平成２３年１０月より同システムを導入しました。

平成３０年１月に、平成３０年４月からの新国保制度に対応した次期国保総合システムへ移行し、円滑な審査支払業務等を実施しています。

令和６年１月にはクラウド共同利用したシステムへの更改を実施しました。

１)国保総合システム

国保総合システムは、以下の４つの機能を共通基盤上で管理し、相互のデータを連携することで、利便性の向上、運用管理コストの軽減を担っています。

○国保総合システムの各機能

（１）レセプト電算処理・画面審査機能

保険医療機関等からオンラインまたは電子媒体等で請求される診療報酬明細書(レセプト)の審査業務を行います。

（２）請求支払系機能

費用計算や被保険者の資格確認、保険者等への請求及び医療機関等への支払、過誤調整・再審査処理等を行います。併せて国保中央会と全国の国保連合会間でオンラインによるデータ交換を行い、全国決済処理も実施しています。

また、柔整療養費、出産育児一時金等の処理業務も行っています。

（３）共同電算処理機能

保険者(市町・国保組合)が行う国民健康保険各種業務を一元的に処理することにより、事務処理の効率化、さらには保険者と国保連合会間におけるオンラインネットワーク等を活用して保険者業務支援機能の拡充・強化を図っています。

（４）レセプト管理機能

電子データ化したレセプト情報を保管・管理し、安全な閉域ネットワーク上で閲覧・取得が可能な仕組みを構築することで、過誤・再審査処理が容易に行えるなど、保険者における事務処理の効率化に寄与しています。

また、都道府県が実施主体である特別高額医療費共同事業における交付金申請時も、本機能を用いて申請額の確認作業を行い、事業実施を支援しています。

２）新国保制度に対応するための各システム

平成３０年４月の制度改正に伴い、国及び国保中央会にて以下３システムが開発されました。同システムを利用した円滑な国保運営が行えるよう真摯に対応していきます。

（１）国保事業費納付金等算定標準システム

長崎県からの委託を受け、保険料収納必要総額の算出と市町毎の国保事業費納付金及び標準保険料率の算定業務を支援しています。

（２）国保情報集約システム

市町毎に保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、国保総合システムの給付情報との連携後、被保険者が同一都道府県内で転居した場合の高額療養費の多数回該当情報を管理し、市町間の情報連携等を支援しています。

また、令和３年１０月から始まったオンライン資格確認に係る市町国保の加入者情報を連携する役割も担っています。

（３）市町村事務処理標準システム

国や国保中央会の情報を収集し、実状に合わせ、長崎県国民健康保険運営方針に則した支援をしていきます。

３）後期高齢者医療請求支払システム

平成２０年４月から後期高齢者医療における診療報酬の請求支払業務を担う全国統一電算処理システムとして稼働し、令和８年２月にクラウド化によるシステム更改を実施しました。国保総合システムと連携し、請求支払業務を円滑に推進していきます。

4)国保ネットワークシステム

国保総合システムの標準機能を強化・補完するものとして、高いセキュリティを担保したフレッツ光(長崎県内・国保独自の閉塞網)を利用し、月報作成支援データ、カスタマイズ帳票等を保険者へ提供しています。

また、同ネットワーク内で、各保険者とのメール送受信やファイル共有サーバーを利用したデータ交換も行っています。

〇保険者支援資料提供

- 共同電算処理帳票の電子帳票での提供
- 医療費分析資料
- 月報・年報資料(月報の基礎データの提供)
- 電子メール・「国保情報」・「医療費速報」等
- ファイル共有(被保険者マスタ等データの相互交換)

国保ネットワークシステム等機能の概要

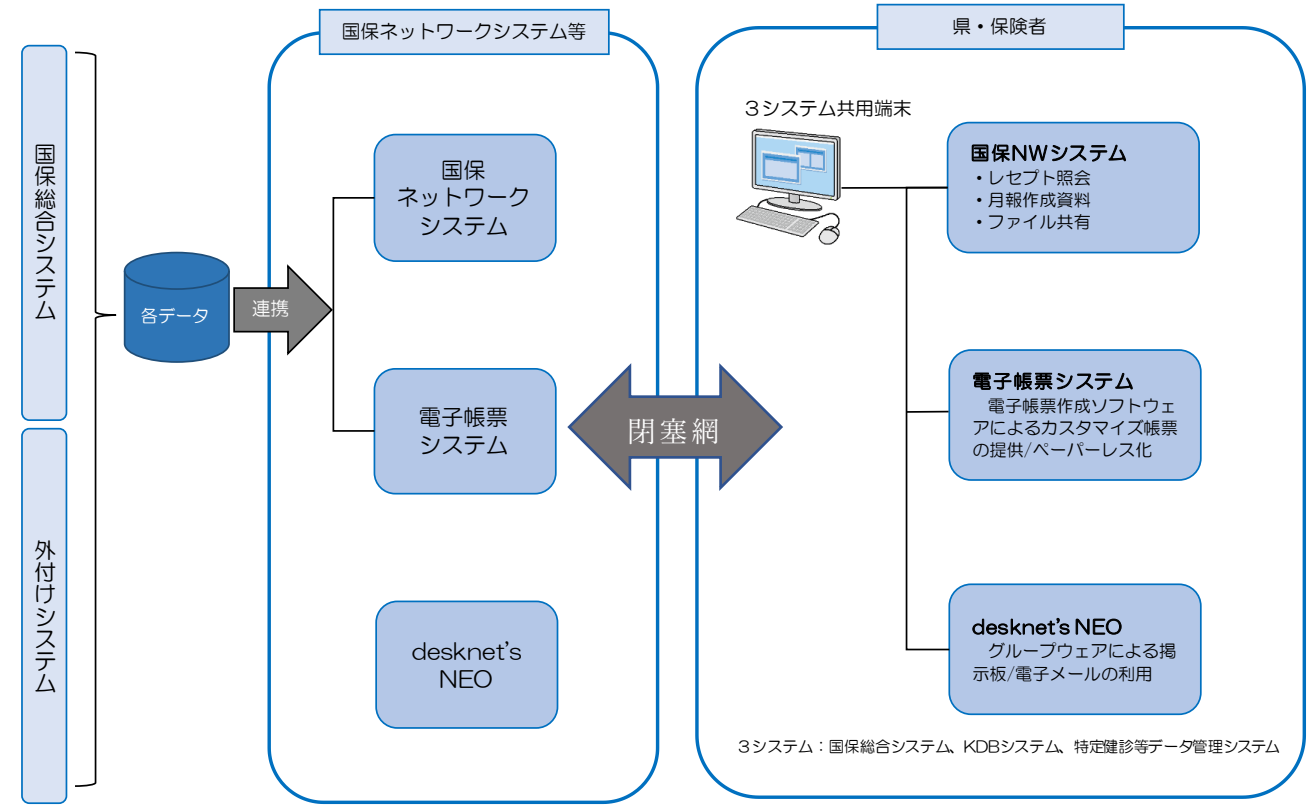

資料編

目　　次

○ 会員名簿 …… 33
○ 国保連合会のあゆみ …… 34
○ 歴代三役一覧表 …… 39
○ 国保連合会事務所 …… 43
○ 国保連合会案内図 …… 44

○会員名簿

（令和８年４月１日現在）

保険者名	代表者名	郵便番号	所在地	電話番号
長崎県	平田　研	850-8570	長崎市尾上町3番1号	095-824-1111
長崎市	鈴木史朗	850-8685	長崎市魚の町4番1号	095-822-8888
佐世保市	宮島大典	857-8585	佐世保市八幡町１番１０号	0956-24-1111
島原市	古川隆三郎	855-8555	島原市上の町５３７番地	0957-63-1111
諫早市	大久保潔重	854-8601	諫早市東小路町7番1号	0957-22-1500
大村市	園田裕史	856-8686	大村市玖島１丁目２５番地	0957-53-4111
平戸市	松尾有嗣	859-5192	平戸市岩の上町１５０８番地３	0950-22-4111
松浦市	友田吉泰	859-4598	松浦市志佐町里免３６５番地	0956-72-1111
対馬市	比田勝尚喜	817-1292	対馬市豊玉町仁位３８０番地	0920-58-1579
壱岐市	篠原一生	811-5392	壱岐市芦辺町芦辺浦５６２番地	0920-45-1111
五島市	出口　太	853-8501	五島市福江町１番１号	0959-72-6111
西海市	瀬川光之	857-2392	西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷２２２２番地	0959-37-0067
雲仙市	金澤秀三郎	859-1107	雲仙市吾妻町牛口名７１４番地	0957-38-3111
南島原市	松本政博	859-2412	南島原市南有馬町乙１０２３番地	0957-73-6641
長与町	吉田愼一	851-2185	西彼杵郡長与町嬉里郷６５９番地１	095-883-1111
時津町	山上広信	851-2198	西彼杵郡時津町浦郷２７４番地１	095-882-2211
東彼杵町	岡田伊一郎	859-3808	東彼杵郡東彼杵町蔵本郷１８５０番地６	0957-46-1111
川棚町	波戸勇則	859-3692	東彼杵郡川棚町中組郷１５１８番地１	0956-82-3131
波佐見町	前川芳徳	859-3791	東彼杵郡波佐見町宿郷６６０番地	0956-85-2111
小値賀町	西村久之	857-4701	北松浦郡小値賀町笛吹郷２３７６番地１	0959-56-3111
佐々町	濱野　亙	857-0392	北松浦郡佐々町本田原免１６８番地２	0956-62-2101
新上五島町	石田信明	857-4495	南松浦郡新上五島町青方郷１５８５番地１	0959-53-1111
歯科医師国保	渋谷昌史	852-8104	長崎市茂里町3番１９号	095-848-5811
医師国保	森崎正幸	852-8104	長崎市茂里町3番２７号	095-844-1116
薬剤師国保	蒲池芳明	857-0051	佐世保市浜田町１番２２号	0956-25-8777
長建国保	佐藤圭介	852-8021	長崎市城山町２９番２６号	095-862-8463

○国保連合会のあゆみ

年 月 日	事 項
昭和 13. 7. 1	国民健康保険法施行（旧法）
14. 4. 1	長崎県国民健康保険組合連合会設立
18. 4. 1	診療報酬審査会設置
20. 3.30	国民健康保険普及率９８％
	（普通国保組合 １５５、特別国保 １、代行法人 ９以上 １６５市町村）
23. 7. 1	国民健康保険経営主体の確立（国保組合から市町村公営へ）
12. 1	長崎県国民健康保険団体連合会と改称
24. 3.31	国民健康保険普及率２５．７％（公営 ３５、組合 ６）
32. 2. 9	国保保健婦会発足
34. 1. 1	国民健康保険法施行（新法）
	診療報酬審査委員会設置
36. 1. 1	診療報酬支払業務の開始（昭和３５年１１月診療分）
4. 1	県民皆保険達成
6.21	県民皆保険達成記念式典（於国際文化会館）
37.10.12	長崎県国保会館完成（１０月１７日に事務所移転）
43. 1. 1	県下全市町村オール７割給付の実現
11.20	国民健康保険法施行３０周年記念式典（於国際文化会館）
48. 1. 1	老人医療費無料化実施（国）
10.16	長崎県国民健康保険危機突破決起大会
49. 5. 1	国保と老人医療の請求事務の一本化
10. 1	高額医療費支給制度の開始
11. 1	国保と公費負担医療の請求事務の一本化
	診療報酬審査支払事務の一部電算化実施
50. 7.10	連合会国保問題研究部会設置
10. 1	全国決済制度の開始（昭和５０年９月診療分）
53.11. 1	国民健康保険法施行４０周年記念式典（於勤労福祉会館）
	国民健康保険制度改善促進長崎県大会（於勤労福祉会館）
55. 3. 1	診療報酬審査支払事務の電算化実施（オンライン方式）
10.18	国民健康保険保養所「雲仙荘」オープン（昭和６２年６月１２日廃止）
58. 2. 1	老人保健法施行
8. 1	高額医療費共同事業の開始（昭和５８年９月診療分）
	審査専門部会設置
59. 6. 1	常務処理審査委員の設置
10. 1	退職者医療制度施行
60. 4.30	新長崎県国保会館完成（５月１６日落成式）
61.12. 5	個人情報保護委員会設置

年 月 日	事　　項
昭和 62. 3.30	株式会社長崎総合情報センター設立（第三セクター）
6. 1	保険者事務共同電算処理事業の開始
7.14	保険者事務共同電算処理事業研究委員会設置
7.18	長崎県国保財政充実強化推進運動（国保３％推進運動）の開始
	長崎県国保財政充実強化推進協議会（国保３％推進協議会）設置
63. 3. 1	レセプト点検事務実地研修事業の開始
10. 1	第三者行為求償事務専門員の設置
11. 2	国民健康保険法施行５０周年記念式典（於長崎厚生年金会館）
12. 7	長期入院患者家庭復帰等モデル事業の実施
平成 2. 1. 1	高額医療費共同事業付加事業の開始（平成２年１月診療分）（平成１７年度で廃止）
3. 7. 1	老人保健事務共同電算処理業務研究委員会設置
8. 1	国保連合会保健婦の設置
10. 1	レセプト点検専門員並びに再審査事務専門職員の設置
4. 1.18	全国国民健康保険診療施設協議会長崎県支部設置（平成２４年３月３１日廃止）
4. 1	社保老人保健医療事務共同電算処理業務の開始
	レセプト点検事務共同事業の開始
5. 5.13	長崎県保健福祉活動推進委員会設置
6. 7.12	国保特別対策基金等事業の開始
7. 8. 1	福祉用具普及モデル事業の開始（平成９年３月３１日同事業終了）
	国保特別対策統括専門員の設置
9. 6.13	広報委員会設置
10.13	長崎県国保在宅医療等推進支援委員会設置
10. 2.19	長崎県在宅保健事業「みつば会」発足
4. 1	介護保険準備室設置
6. 1	長崎県国保ネットワークシステム検討委員会設置
11.11	長崎県国民健康保険運営協議会会長連絡協議会設置
11. 4. 1	柔道整復施術療養費審査委員会設置
5.11	介護保険業務検討委員会設置
12. 4. 1	介護保険法施行
	介護給付費審査委員会設置
11. 3	日蘭交流４００周年記念「地域医療保健福祉国際コンフェレンチ」の開催
13. 1. 1	老人保健定率１割負担（原則）の導入
1. 6	厚生省が厚生労働省に改称
8.10	新.保険者事務共同電算処理システムの導入
14. 7.24	長崎県国保直診施設開設者連絡協議会設置
10. 1	国民健康保険一部負担の見直し
	（３歳未満乳幼児２割、７０歳以上の者１割(一定以上所得者２割)）

年 月 日	事　　項
平成 14. 10. 1	老人保健定率１割負担（一定以上所得者２割）の徹底（定額負担選択制の廃止）
	老人医療の対象年齢を７５歳以上に変更（５年間で段階的に引上げ）
	老人保健自己負担限度額の見直し（外来に限度額設定）
15. 4. 1	制度間・世代別、法定給付率の統一
	薬剤一部負担金の廃止
16. 3. 1	市町村合併　対馬市（厳原町・美津島町・豊玉町・峰町・上県町・上対馬町）
	市町村合併　壱岐市（郷ノ浦町・勝本町・芦辺町・石田町）
8. 1	市町村合併　五島市（福江市・富江町・玉之浦町・三井楽町・岐宿町・奈留町）
	市町村合併　新上五島町（若松町・上五島町・新魚目町・有川町・奈良尾町）
17. 1. 4	市町村合併　長崎市（香焼町・伊王島町・高島町・野母崎町・三和町・外海町）
2. 3	本会における個人情報保護管理規則の制定
17. 3. 1	市町村合併　諫早市（多良見町・森山町・飯盛町・高来町・小長井町）
4. 1	市町村合併　佐世保市（吉井町・世知原町）
	西海市（西彼町・西海町・大島町・崎戸町・大瀬戸町）
4. 19	長崎県保険者協議会設置
10. 1	市町村合併　平戸市（大島村・生月町・田平町）
10. 11	市町村合併　雲仙市（国見町・瑞穂町・吾妻町・愛野町・千々石町・小浜町・南串山町）
18. 1. 1	市町村合併　島原市（有明町）　松浦市（福島町・鷹島町）
1. 4	市町村合併　長崎市（琴海町）
3. 31	市町村合併　佐世保市（宇久町・小佐々町）
	市町村合併　南島原市（加津佐町・口之津町・南有馬町・北有馬町・西有家町・有家町・布津町・深江町）
4. 1	障害者自立支援法施行
	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
4. 27	介護サービスの情報の公表にかかる長崎県指定情報公表センターの指定を県知事から受け、情報公表センター業務を開始（平成２３年４月２６日終了）
6. 14	「医療制度改革法」の制定
7. 1	後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会設置に伴い本会から職員２人派遣
10. 1	保険財政共同安定化事業の実施
11. 1	予防接種費支払業務開始
12. 18	長崎県後期高齢者医療広域連合の設立（人的支援）
19. 3. 30	（試行的）レセプトオンライン請求の開始
8. 1	後期高齢者医療等準備室設置
	長崎県国保会館新館（増築）完成
10. 1	障害者自立支援給付支払業務開始
20. 4. 1	後期高齢者医療の審査支払事業の実施
	特定健診等データ管理業務開始

年 月 日	事　　項
平成 20. 4. 1	高齢者医療制度円滑導入基金事業開始（指定公費負担医療(時限的)）
	保険料（税）の年金からの特別徴収に係る情報の経由に関する業務開始
	（段階的）レセプトオンライン請求の開始（４００床以上の病院）
	高額医療・高額介護合算制度施行
	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
21. 4. 1	（段階的)レセプトオンライン請求の開始(４００床未満の病院･調剤薬局(レセコン))
	レセプト管理システム業務開始（レセプトのペーパーレス化の推進）
	レセプト点検事務共同事業開始（二次点検）
9. 1	結核・精神データ抽出管理システムによる電算処理業務開始
9. 10	高額療養費特別支給金の支給に係る電算処理業務開始(時限的)
10. 1	高額医療・高額介護合算処理の仮算定処理業務開始
11. 1	出産育児一時金の直接支払業務開始（時限的・平成２３年４月１日制度化）
12. 1	介護職員処遇改善交付金及び福祉・介護人材の処遇改善交付金支払業務開始 （平成２４年３月サービス分まで）
22. 3. 31	市町村合併　佐世保市（江迎町・鹿町町）
23. 4. 1	国民健康保険中央会と本会職員の人事交流（１人、２年間）
10. 1	国保総合システム本稼働
24. 4. 1	長崎県国民健康保険診療施設協議会設置
	(株)長崎総合情報センターと本会職員の人事交流（１人、２年間）
5. 1	障害児通所給付費等支払業務開始
6. 1	保健指導支援システム（ＥｃｏB)稼働
10. 28	国保データベース（ＫＤＢ）システム稼働
25. 4. 1	国民健康保険中央会と本会職員の人事交流（１人、３年間）
26. 4. 1	県国保・健康増進課及び長崎市へ本会職員を派遣（各１人、２年間）
5. 1	介護保険・障害者自立支援一拠点集約化システム稼働
7. 30	長崎県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会設置
10. 1	東京都国民健康保険団体連合会へ本会職員を派遣（１人、半年間）
11. 1	介護電子請求受付システム稼働
27. 4. 1	保険者支援課の新設
28. 2. 15	本会における特定個人情報等取扱規程の制定
3. 21	情報セキュリティに関する国際規格「ＩＳＯ２７００１」認証取得
4. 1	電算管理課の廃止（保険者支援課電算室へ整理統合）
	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
	国民健康保険中央会へ本会職員を派遣（１人、１年間）
	諫早市と人事交流（１人、２年間）
	国民健康保険中央会と人事交流（１人、３年間）
4. 30	高齢者医療制度円滑導入基金事業終了

年 月 日	事 項
平成 29. 4. 1	国保事業費納付金算定業務開始
	事業課の廃止（保険者支援課へ統合）
	審査管理課を業務管理課へ名称変更（一部業務を審査課へ移管）
	国民健康保険中央会へ本会職員を派遣（１人、２年間）
	東京都国民健康保険団体連合会へ本会職員を派遣（１人、半年間）
	(株)長崎総合情報センターへ本会職員を派遣（１人、２年間）
30. 4. 1	国保都道府県単位化に伴い県が会員加入
	高額医療費共同事業の終了
	国保情報集約システム本稼働
	事業課の新設
	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
5. 1	障害者自立支援給付審査業務開始
31. 4. 1	国民健康保険中央会へ本会職員を派遣（１人、１年間）
	国民健康保険中央会と人事交流（１人、２年間）
	(株)長崎総合情報センターへ本会職員を派遣（１人、１年間）
令和 元. 6. 1	風しん抗体検査等費用支払業務開始
10. 4	第 59 回全国国保地域医療学会（佐賀県との共催）の開催
2. 4. 1	事業課の廃止（保険者支援課へ統合）
5. 1	新型コロナウイルス核酸検出費用支払業務開始
6～7月	新型コロナウイルスにかかる５月診療分診療報酬等の一部概算前払業務
7月～	新型コロナウイルスにかかる慰労金・支援金の医療機関等への交付事務
	（令和３年３月支払で終了）
3. 4. 1	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
	国民健康保険中央会へ本会職員を派遣（１人、２年間）
4月～	新型コロナウイルスにかかるワクチン接種対応業務開始
4.1～3月	新型コロナウイルス感染症流行下における介護・障害福祉サービス事業所等の「感染防止対策支援事業」対応業務
6. 4. 1	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
7. 4. 1	国民健康保険中央会へ本会職員を派遣（１人、２年間）
8. 4. 1	県国保・健康増進課へ本会職員を派遣（１人、２年間）
	国民健康保険中央会へ本会職員を派遣（１人、２年間）

○歴代三役一覧表

理事長				副理事長			
職名	氏名	就任期間		職名	氏名	就任期間	
諫早市長	野村 儀平	昭和 27.6.10	昭和 39.4.29	南串山町長	寺田 善吉	昭和 27.6.10	昭和 34.5.27
				東彼杵町長	山口 前能	34.5.28	38.8.29
				川棚町長	竹内 清吾	38.8.30	41.9.18
長崎市長	田川 務	39.5.11	42.5.1				
				大瀬戸町長	北口 平一	41.10.27	42.8.29
大村市長	大村 純毅	42.5.12	43.12.9				
				小浜町長	本多 大一	42.8.30	45.2.9
小浜町長	（職務代理者） 本多 大一	43.12.12	44.2.13				
長崎市長	諸谷 義武	44.2.14	54.5.1				
佐々町長	（職務代理者） 菊本 春夫	54.5.2	54.8.29				
佐々町長	菊本 春夫	54.8.30	60.8.29	波佐見町長	福田 寛吾	54.8.30	61.9.21
				大村市長	戸島 英二	58.8.30	62.4.21
長崎市長	本島 等	60.8.30	平成元.8.29				
				佐世保市長	桟 熊獅	62.8.30	平成 5.8.29
国見町長	松尾 耕之助	平成元.8.30	5.8.29				
佐世保市長	桟 熊獅	5.8.30	7.4.29	平戸市長	油屋 亮太郎	平成 5.8.30	7.8.29
平戸市長	（職務代理者） 油屋 亮太郎	7.4.30	7.8.29				
平戸市長	油屋 亮太郎	7.8.30	8.11.9	大村市長	甲斐田 國彦	7.8.30	8.12.2
大村市長	（職務代理者） 甲斐田 國彦	8.11.10	8.12.2				
大村市長	甲斐田 國彦	8.12.3	9.8.29	佐世保市長	光武 顯	8.12.3	13.8.29

（令和８年４月１日現在）

副理事長				常務理事			
職名	氏名	就任期間		職名	氏名	就任期間	
新御厨町長	春藤 猪間吉	昭和 27.6.10	昭和 30.5.26	県保険課長	端 新一	昭和 27.6.10	昭和 29.2.27
				県保険課長	井田 安男	29.2.28	31.9.29
茂木町長	前田 三郎	30.5.27	32.5.31				
				県保険課長	山田 秀雄	31.9.30	33.7.30
亀岳村長	本田 元	32.6.1	34.5.27				
				県保険課長	菊池 光	33.7.31	37.7.31
深江町長	吉田 蔦男	34.5.28	42.4.30				
佐々町長	菊本 春夫	42.5.12	54.8.29				
小浜町長	桑戸 昌丸	45.4.23	58.3.17				
				学識経験者	高森 国雄	48.2.14	56.4.2
				学識経験者	松田 光生	56.4.3	62.5.31
国見町長	松尾 耕之助	61.12.5	平成元.8.29				
				学識経験者	木戸 忠之	62.6.1	平成 2.7.31
峰町長	安藤 茂喜	平成元.8.30	5.7.11				
				学識経験者	植田 繁幸	平成 2.8.1	5.8.29
三井楽町長	中村 豊	5.8.30	6.2.22	学識経験者	品川 宣彰	5.8.30	9.8.29
多良見町長	石丸 義雄	6.2.28	9.8.29				

理　事　長				副　理　事　長			
職　名	氏　名	就　任　期　間		職　名	氏　名	就　任　期　間	
多良見町長	石丸　義雄	平成 9.8.30	平成 10.7.24				
外海町長	山道　幸雄	10.7.25	13.8.29				
松浦市長	吉山　康幸	13.8.30	17.8.29	諫早市長	吉次　邦夫	平成 13.8.30	平成 17.8.29
口之津町長	三原　松朗	17.8.30	18.3.30	島原市長	吉岡　庭二郎	17.8.30	19.8.29
時津町長	（職務代理者） 平瀬　研	18.3.31	18.7.6				
時津町長	平瀬　研	18.7.7	21.8.29				
				雲仙市長	奥村　愼太郎	19.8.30	21.8.29
雲仙市長	奥村　愼太郎	21.8.30	24.11.29	諫早市長	宮本　明雄	21.8.30	23.8.29
				新上五島町長	井上　俊昭	23.11.15	24.8.28
				佐々町長	古庄　剛	24.8.29	25.8.29
佐々町長	（職務代理者） 古庄　剛	24.11.30	24.12.16				
諫早市長	宮本　明雄	24.12.17	25.8.29				
佐々町長	古庄　剛	25.8.30	27.8.29	諫早市長	宮本　明雄	25.8.30	27.8.29
諫早市長	宮本　明雄	27.8.30	令和元.7.31	佐々町長	古庄　剛	27.8.30	令和元.7.31
佐々町長	古庄　剛	令和元.8.1	3.7.31	諫早市長	宮本　明雄	令和元.8.1	3.7.31
島原市長	古川　隆三郎	3.8.1	7.7.31	佐々町長	古庄　剛	3.8.1	5.7.31
				長与町長	吉田　愼一	5.8.1	7.7.31
長与町長	吉田　愼一	7.8.1	9.7.31	島原市長	古川　隆三郎	7.8.1	9.7.31

（令和８年４月１日現在）

副理事長				常務理事			
職名	氏名	就任期間		職名	氏名	就任期間	
生月町長	石田 安一	平成 9.8.30	平成 9.10.1	学識経験者	大賀 陸弘	平成 9.8.30	平成 13.8.29
美津島町長	松村 良幸	10.7.25	16.2.29				
	欠員			学識経験者	三浦 正秀	13.8.30	17.8.29
時津町長	平瀬 研	17.8.30	18.7.6	学識経験者	一瀬 修治	17.8.30	21.5.24
東彼杵町長	紙谷 修	18.7.7	21.8.29				
				学識経験者	渡口 成人	21.8.1	25.8.29
時津町長	平瀬 研	21.8.30	23.11.14				
（平成 23 年 8 月 30 日より副理事長 1 人体制）							
				学識経験者	永川 重幸	25.8.30	28.6.30
				学識経験者	久村 豊彦	28.7.20	令和元.6.30
				学識経験者	古川 敬三	令和元.8.1	令和 5.6.30
				学識経験者	柿本 敏晶	5.7.1	9.7.31

国保連合会事務所

1．変　　遷

昭和 14 年　4 月　1 日	長崎市立山町１番地（県庁学務部社会課内）
	長崎県国民健康保険組合連合会（設立）
18 年　4 月　1 日	〃　　（県庁内政部兵事厚生課内）
23 年 12 月　1 日	長崎市立山町１番地（県庁構内）
	長崎県国民健康保険団体連合会（改称）
37 年 10 月 17 日	長崎市今博多町８番地２（長崎県国保会館）
59 年　5 月　9 日	長崎市魚の町３番地３６（現地建て替えのため移転）
60 年　5 月　9 日	長崎市今博多町８番地２（会館完成により移転）
平成 19 年　8 月　1 日	〃　　（長崎県国保会館新館　完成）
	現在に至る

2．建物概要

構　　造	鉄筋鉄骨コンクリート造８階建
敷　　地	９６３．１５㎡（　２９１．３３坪）
建築面積	７２３．３０㎡（　２１８．７９坪）
延床面積	4,１２０．９７㎡（1,２４６．５９坪）

3．国保会館配置表

	本　館	新　館
７階	大会議室（審査委員会会場）	
６階	会議室	書庫、多目的室（ﾘﾌﾚｯｼｭﾙｰﾑ）
５階	㈱長崎総合情報センター	介護保険課 保険者支援課（レセプト点検支援班）
４階	㈱長崎総合情報センター	
３階	審査課	業務管理課、審査課（再審査班）
２階	役員室、事務局長室、応接室、特別会議室 総務課	保険者支援課
１階	駐車場	

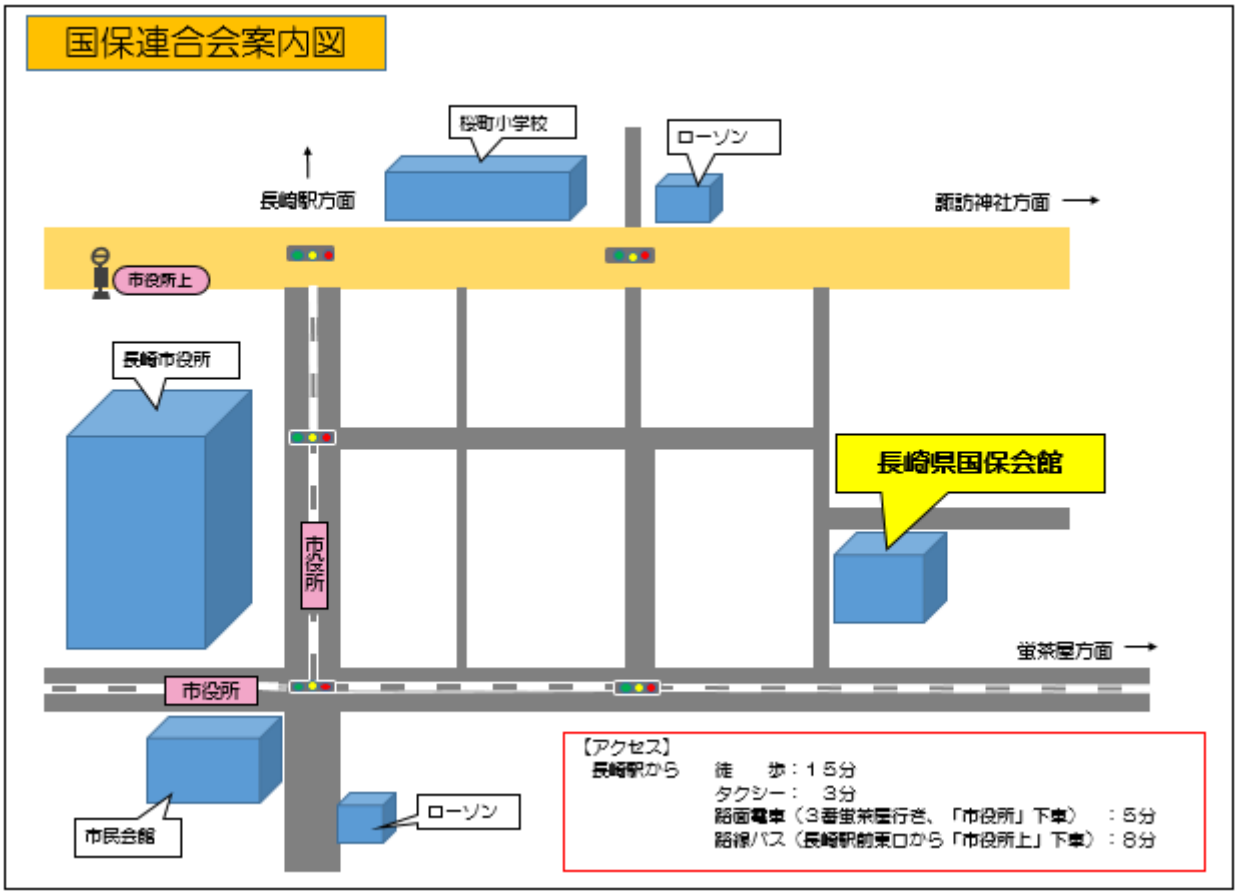

課　　名	電話番号	ＦＡＸ番号
○総務課	（095）826-7291（代表）	（095）826-1779
○保険者支援課 ・保健事業班 ・企画広報・健診班	（095）826-7301	（095）826-7384
・求償事務班	（095）826-7391	
・レセプト点検支援班	（095）804-0065	（095）826-7325
○介護保険課	（095）826-7293	（095）826-7325
・障害者給付専用	（095）826-7296	
・介護苦情相談専用	（095）826-1599	
○業務管理課 ・管理・療養費班	（095）826-7292	（095）826-7386
・情報化推進班	（095）804-9170	
○審査課	（095）826-7731	（095）826-7309
・再審査専用	（095）825-7556	（095）826-7386

ホームページアドレス：https://www.nagasaki-kokuho.or.jp

国保連合会ガイド 2026
令和８年６月発行
編集発行　長崎県国民健康保険団体連合会